

Ⅱ 運航規程

- 1 鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理要綱
- 2 鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に関する取扱要領
- 3 鳥取県消防防災ヘリコプターの救急業務に関する取扱細則
- 4 夜間の地震等大規模災害時における鳥取県消防防災ヘリコプターの
対応基準
- 5 鳥取県消防防災ヘリコプターの運航に係る安全管理要領
- 6 鳥取県消防防災ヘリコプター乗組員の酒精飲料に係わる安全管理要領
- 7 鳥取県消防防災ヘリコプター事故等発生時の体制及び対応要領
- 8 鳥取県消防防災航空隊 CRM 実施要領
- 9 鳥取県消防防災航空隊教育訓練基本計画
- 10 鳥取県消防防災航空隊教育合同訓練実施計画

1 鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理要綱

平成10年6月30日付消第299号
鳥取県生活環境部長通知

目次

第1章 総則（第1条―第3条）	……目的、他の法令との関係、用語の定義
第2章 運航体制（第4条―第13条）	……常駐基地、総括管理者、運航管理責任者、 運航安全管理者、消防防災航空隊、運航指揮者等
第3章 運航管理（第14条―第20条）	……運航基準、緊急運航、運航計画等、飛行場 外離着陸場、一般行政活動
第4章 安全管理等（第21条―第22条）	……安全管理、消防防災ヘリ等の管理
第5章 教育訓練（第23条―第24条）	……隊員等の教育訓練、他機関との訓練
第6章 事故防止対策等（第25条―第27条）	……捜索救難体制の確立、事故発生時の措置等
第7章 雑則（第28条―第29条）	……記録等

第1章 総 則

（目的）

第1条 この要綱は、鳥取県消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の運航管理等について必要な事項を定め、消防防災ヘリの安全かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

（他の法令との関係）

第2条 消防防災ヘリの運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）航空消防防災業務 消防防災ヘリを使用して行う災害応急対策活動、火災防御活動、救急活動その他の航空消防防災活動に関する業務をいう。
- （2）消防防災ヘリ等 消防防災ヘリ、消防防災ヘリ用装備品及び航空消防防災業務活動用資機材等をいう。
- （3）自 隊 訓 練 消防防災ヘリに搭乗し、航空消防防災業務に従事する鳥取県消防防災航空センターの職員が基本技術及び応用技術の修得を図るために独自に行う訓練をいう。

第2章 運 航 体 制

(常駐基地)

第4条 消防防災ヘリの常駐基地は、鳥取県消防防災航空センターとする。

(総括管理者)

第5条 消防防災ヘリの運航管理の総括は、危機管理部長(以下「総括管理者」という。)が行う。

(運航管理責任者)

第6条 消防防災ヘリの運航管理に関する事務は、鳥取県消防防災航空センター所長(以下「運航管理責任者」という。)が行う。

(運航安全管理者)

第7条 運航安全管理者は、消防防災・運航安全専門員をもって充てる。

(消防防災航空隊の設置)

第8条 鳥取県消防防災航空センターに鳥取県消防防災航空隊(以下「消防防災航空隊」という。)を置く。

2 消防防災航空隊は、消防防災ヘリに搭乗し、航空消防防災業務を行う。

3 消防防災航空隊に隊長、副隊長及び隊員(以下「消防防災航空隊員等」という。)を置く。

(隊長の任務)

第9条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して航空消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

(副隊長の任務)

第10条 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、その職務を代行する。

(隊員の任務)

第11条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、消防防災ヘリの性能と災害等の状況に即応した航空消防防災業務に努めなければならない。

2 隊員は、航空消防防災業務の遂行に当たっては、十分安全を確認するとともに関係法令等を遵守し、所期の目的を達成するように努めなければならない。

(消防防災ヘリに搭乗する者の指定)

第12条 運航管理責任者は、消防防災ヘリを運航する場合には、搭乗する消防防災航空隊員等を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

(運航指揮者)

第13条 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が消防防災ヘリに搭乗しないときには、運航管理責任者が消防防災ヘリに搭乗する副隊長及び隊員の中から運航指揮者を指定するものとする。

2 運航指揮者は、消防防災ヘリに搭乗中、航空法第73条の規定により機長が行うこととされる場合を除き、消防防災ヘリに搭乗している者を指揮監督して航空消防防災業務等の万全を期さ

なければならない。

第3章 運 航 管 理

(運航基準)

第14条 消防防災ヘリは、次に掲げる航空消防防災業務等で、消防防災ヘリの特性を十分に活用ことができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 火災防御活動
- (3) 救急活動
- (4) 救助活動
- (5) 広域航空消防応援活動
- (6) 災害予防対策活動
- (7) 自隊訓練及び消防防災訓練
- (8) 一般行政活動
- (9) その他総括管理者が必要と認める活動

2 消防防災ヘリの運航は、原則として午前8時30分から午後5時15分(午後5時15分までに日没となる場合には日没)までの間とする。ただし、運航管理責任者が特に認める場合には、この限りでない。

(緊急運航)

第15条 前条第1項第1号から第5号までに規定する運航(以下「緊急運航」という。)は、同項第6号から第9号までに規定する運航(以下「通常運航」という。)に優先する。

2 運航管理責任者は、緊急運航を要する事態が生じた場合には、直ちに消防防災ヘリの出動について決定し、消防防災ヘリの通常運航中であっては通常運航を中断するとともに緊急運航の実施について運航指揮者に必要な指示をしなければならない。

3 運航指揮者は、緊急運航を行ったときは、緊急運航報告書(様式第1号)を作成し、速やかに運航管理責任者に報告しなければならない。

4 運航管理責任者は、緊急運航を実施した場合には、直ちに総括管理者にその内容及び結果を報告しなければならない。

5 緊急運航に関し必要な事項は、別に定める。

(運航計画)

第16条 運航管理責任者は、航空消防防災業務、自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、通常運航にかかる計画(以下「運航計画」という。)を定めなければならない。

2 運航計画は、鳥取県消防防災ヘリコプター年間運航計画(様式第2号)及び鳥取県消防防災ヘリコプター月間運航計画(様式第3号)とする。

(情報連絡及び報告)

第17条 運航指揮者は、消防防災ヘリの搭乗中に得た重要な情報等について、運航管理責任者

に報告しなければならない。

2 運航指揮者は、消防防災ヘリに搭乗し、業務を終了したときは、緊急運航を除き運航状況等について飛行報告書（様式第4号）を作成し、運航管理責任者に報告しなければならない。

（ヘリコプター保有機関との相互応援）

第18条 総括管理者は、消防防災ヘリの整備点検中又は大規模災害時の航空消防防災業務に対処するため、ヘリコプターを保有する近隣県、消防機関等との航空消防防災に関する相互応援体制の確立に努めるものとする。

（飛行場外離着陸場）

第19条 運航管理責任者は、市町村と協議し、航空消防防災業務を円滑に遂行するため、航空法第79条ただし書きの規定に基づく飛行場外離着陸場を選定するものとする。

2 隊長は、前項の飛行場外離着陸場を調査し、常にその実態把握に努めるものとする。

（一般行政活動）

第20条 一般行政活動に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 安全管理等

（安全管理）

第21条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める消防防災ヘリの運用限界等指定書に基づき、航空消防防災業務の適正な執行体制並びに航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航管理責任者は、航空消防防災業務の遂行に当たり、消防防災航空隊員等の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講じる等、安全管理に万全を期すとともに消防防災ヘリ等を格納する施設の適正な管理を行わなければならない。

3 運航指揮者は、航空消防防災業務の遂行に当たっては、消防防災航空隊員等の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

4 運航安全管理者は、消防防災ヘリの運航の安全を確保する観点から、運航管理責任者、運航指揮者、機長その他関係者に対し、消防防災ヘリの運航、航空消防活動の実施、その他必要と認める事項に関する助言等を行う。

（消防防災ヘリ等の管理）

第22条 総括管理者は、航空法第23条及び第25条で定める技能証明書を有する整備士による整備点検を受けなければ、消防防災ヘリを航空の用に供してはならない。

2 運航管理責任者は、消防防災ヘリ用装備品その他の資機材を適正に管理し、消防防災ヘリ等の性能を最大限発揮できる状態にしておかななければならない。

第5章 教育訓練

(消防防災航空隊員等の教育訓練)

第23条 総括管理者は、消防防災航空隊員等の教育訓練を実施するために必要な訓練体制並びに施設、設備及び教材の整備を図り、消防防災航空隊員等の資質の向上に努めなければならない。

2 運航管理責任者は、運航計画に基づき自隊訓練を実施しなければならない。

(他機関との訓練)

第24条 運航管理責任者は、航空消防防災業務を効率的に行うため、市町村、消防機関及びその他の関係機関と連携のうえ、必要な訓練を実施するとともに、市町村等が実施する訓練へ消防防災へりを参加させるものとする。

2 前項の市町村等が実施する訓練への消防防災へりの参加に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 事故防止対策等

(搜索及び救難体制の確立)

第25条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の搜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第26条 消防防災へりの運航中、消防防災へりの故障、気象の急変等により、航空事故が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、当該消防防災へりの機長は、その状況を直ちに運航指揮者に報告するものとし、報告を受けた運航指揮者は、航空法第75条の規定に基づき機長が行う急迫した危難が生じた場合の措置に協力するとともに、その状況を運航管理責任者及び最寄りの航空局空港事務所に直ちに報告しなければならない。

2 運航管理責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合には、前条に規定するところにより、直ちに所要の搜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

3 総括管理者は、前項の報告を受けた場合には、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(事故報告)

第27条 消防防災へりに航空事故が発生した場合には、機長は直ちに原因、損害等について調査し、その結果を書面により運航管理責任者を經由して、総括管理者に報告しなければならない。

2 総括管理者は、航空法第76条第1項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害

等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

- 3 第3者からの通報などにより消防防災ヘリに航空事故が発生した疑いがある場合には、運航管理責任者は、その事実の有無について確認し、その事実に対応を取るとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。
- 4 総括管理者は、前項の報告を受けた場合には、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。
- 5 総括管理者は、前項に規定する事故が発生した場合及び航空事故が発生した疑いがある場合には、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。

第7章 雑 則

(記 録)

第28条 運航管理責任者は航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、航空消防防災業務に関する記録を整理しておかなければならない。

(その他)

第29条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年6月29日から施行する。ただし、第13条と第14条の規定は、平成10年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月20日から施行する。

所長	隊長	副隊長	合議	主査

緊急運航報告書

報告年月日

職名・氏名

印

災害種別	出動種別				緊急運航番号			
要請日時					要請機関			
出動日時					要請方法			
発信者					受信者			
発生場所					出場場所			
現地の気象	天候	気温	風向	風速	視程	雲高	警報	注意報
		℃		s/m	m	m		
出動人員	運航指揮者					連携活動等		
	操縦士					<input type="checkbox"/> 医師同乗・搭乗システム <input type="checkbox"/> Dr. ヘル <input type="checkbox"/> Dr. カー <input type="checkbox"/> 消防・防災ヘル		
	整備士					連携機関		
	出動隊員							
同乗人員								
事故概要								
現場上空到着時の状況								
活動概要・方針								
特記事項								

傷 病 者

緊急運航番号		傷病者番号	
住 所			電話番号
フリガナ 氏 名		性別	生年月日
			年 月 日
			年 齡
			歳
収容医療 機関名称			医師名
初診時 傷病名		記入 時刻	初診時 程度
既往症			
現病名			
通院医療 機関名称			
接触時の状況・処置判断等			

傷 病 者

緊急運航番号					傷病者番号							
接触時の所見	体位				表情				顔貌			
	外 傷	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り										
		打撲				創傷 種類:			部位:			
		熱傷Ⅰ度	%	部位:			骨折 種類:			部位:		
	熱傷Ⅱ度	%	部位:			熱傷Ⅲ度	%	部位:				
	出 血	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り		種類・部位:			出血量:					
	四肢変形	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り		部 位:			嘔 気	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り				
	麻 痺	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り		部 位:			嘔 吐	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り				
痙 攣	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り		性 状:			失 禁	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り					
死亡徴候	死斑部位:				偏 視		<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り					
	硬直部位:				他:							
主 訴		自覚症状:	不明理由:		痛みの部位:			性状:				
観察処置の経過	時 刻											
	観察時点											
	意識JCS											
	呼 吸	回/分	性状:	回/分	性状:	回/分	性状:	回/分	性状:	回/分	性状:	
	脈 拍	回/分	性状:	回/分	性状:	回/分	性状:	回/分	性状:	回/分	性状:	
	血 圧	/	mmHg	/	mmHg	/	mmHg	/	mmHg	/	mmHg	
	瞳 孔	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	
	SPO2	%		%		%		%		%		
	体 温	℃		℃		℃		℃		℃		
	心 電 図											
	応急処置											

鳥取県消防防災ヘリコプター年間運航計画（ 年度）

月	航空消防防災業務及び訓練					その他（一般行政活動等）						機体等の整備計画		月間合計	
	内容	予定日	予定日数	予定飛行時間	合計	課名	内容	予定日	予定日数	予定飛行時間	合計	予定飛行時間	合計		
航空消防防災業務及び訓練所要時間					時間	その他（一般行政）所要時間					時間	整備時間		総飛行時間	

飛行報告書

運航管理責任者 消防防災航空センター所長 様

飛行番号

印

年月日		天候	
通常運航活動内容		要請機関	
訓練内容			
活動内容			
飛行場所			
搭乗者			
飛行時間	出動時刻		実飛行時間
	帰還時刻		使用燃料
備考			

2 鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に関する取扱要領

平成10年6月30日付消第299号
鳥取県生活環境部長通知

(目的)

第1 この要領は、鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第15条第5項の規定に基づき、消防防災ヘリコプターの緊急運航（要綱第14条第1項第5号に掲げる活動を除く。以下同じ。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(航空法第81条の2の適用)

第2 航空法第81条の2（捜索又は救助のための特例）の適用を受けることができる航行は、この要領に定める緊急運航とする。

(他の規程との関係)

第3 緊急運航については、要綱、「災害時の相互応援に関する協定」及び「鳥取県航空消防支援協定」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第4 緊急運航は、原則として、次の全ての要件を満たす場合に行うものとする。

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害等から保護する必要があること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、国民の生命、身体及び財産に重大な支障が生じる恐れがある場合）
- (3) 非代替性 消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない又は活動できない場合）

(緊急運航の基準)

第5 緊急運航は、前条の条件を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に運航するものとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況等の調査及び情報収集活動

地震、台風、洪水等の自然災害又は航空機事故、列車事故、自動車専用道路等での交通事故等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 生活関連及び救援物資並びに人員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料その他の生活必需品、救援物資、医薬品、人員等を緊急に搬送する必要があると認められる場合

ウ 災害に関する情報等の伝達広報活動

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、災害に関する情報及び避難の指示等を迅速かつ正確に伝達するために必要があると認められる場合

エ その他、特に消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と運航管理責任者が認める場合

(2) 火災防御活動

ア 林野火災等における空中からの消火活動

林野火災等において、地上からの消火活動では消火が困難であり、消防防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

イ 被害状況調査及び情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 人員、資機材等の搬送

林野火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

エ その他、特に消防防災ヘリコプターによる火災防御活動が有効と運航管理責任者が認める場合

(3) 救急活動

ア 交通遠隔地からの救急患者の搬送

山村等の交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも有効であると認められる場合

イ 傷病者発生地への医師及び医療資器材等の搬送

山村等の交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師及び医療資器材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送

遠隔地の高度医療機関で処置を行うため、緊急に搬送する必要がある場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

エ その他、特に消防防災ヘリコプターによる救急活動が有効と運航管理責任者が認める場合

(4) 救助活動

ア 水難事故、山岳遭難事故等における捜索及び救助

水難事故、山岳遭難事故等において、現地の消防力等だけでは対応できないと認められる場合

イ 高層建築物火災における救助

高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

ウ 陸上からの接近が不可能な場所での救出

洪水、山崩れ等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

エ 航空事故等での救助

航空事故、列車事故、自動車専用道路等での交通事故等で地上からの救出が困難と認められる場合

オ その他、特に消防防災ヘリコプターによる救助活動が有効と運航管理責任者が認める場合

2 緊急時の運航については、運航管理責任者が特に認める場合は、日の出から日没までとする。
(緊急運航の要請)

第6 緊急運航の要請は、災害等が発生した市町村の長又は当該市町村を管轄する地方公共団体の組合の消防長（以下「市町村長等」という。）が運航管理責任者に行うものとする。

2 前項の要請は消防防災航空センターへ、電話等により、災害等の種別及び場所等、必要な事項を明らかにして行うものとする。

(緊急運航の決定)

第7 運航管理責任者は、第6に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、必要に応じて運航安全管理者の助言を受け、出動の可否を決定し、隊長に必要な指示をするとともに、市町村長等にその旨を回答しなければならない。

2 前項の場合において、出動の可否は次の各号に定める事項をもとに判断し、すべての項目を満たす場合に出動を決定するものとする。

ア 飛行前点検等でヘリに異常がないこと。

イ 運航経路（活動予定地を含む。）の天候が良好（航空法施行規則第5条に規定する有視界気象状態又は同施行規則第198条の4に規定する気象状態をいう。以下同じ。）であること。ただし、活動予定地の天候が良好でない場合であっても、最寄りの場外離着陸場までは天候が良好であり、当該場外離着陸場で活動予定地の天候の回復を待つために当該場外離着陸場まで運航する場合は除く。

ウ 搭乗する者（操縦士、整備士、航空隊員をいう。）の健康状態が良好であること。

エ 搭乗する者（操縦士、整備士、航空隊員をいう。）がアルコールチェックによる検査で基準値を超えている状態でないこと。ただし、基準値を超えた職員がいる場合に、当該検査で基準値を超えていない代替職員が搭乗する場合は除く。

オ 日没時刻や活動手技などから飛行計画及び活動計画に無理がないこと。ただし、日没前に活動を中止することを前提で運航する場合は除く。

3 隊長は、第6に規定する緊急運航の要請があった場合には、直ちに要請内容に対応する出動体制を整えなければならない。

4 運航管理責任者は第1項の結果を、速やかに総括管理者に報告するとともに、状況に応じ県警察航空隊に通報するものとする。

(受入れ体制)

第8 緊急運航を要請した市町村長等は、消防防災航空センターと緊密な連絡を取るとともに、当該市町村長等の定める災害現場等の最高指揮者に消防防災ヘリコプターの運航指揮者と緊密な連絡をとらせるものとする。

また、当該市町村長等は、必要に応じ、次の受入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手段の確保
- (3) 給水場所の確保
- (4) その他必要な地上支援等
(報告等)

第9 隊長は、緊急運航中に把握した災害の状況を、速やかに運航管理責任者に報告するものとする。

2 運航管理責任者が災害の状況を把握する必要があると認めるときは、緊急運航を要請した市町村長等に対して、災害状況等報告書（別記様式）により報告を求めることができる。
(経費の負担)

第10 この要領に基づく緊急運航に要する経費は、原則として鳥取県が負担するものとする。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成10年7月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年11月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月20日から施行する。

様式 (第9 関係)

災 害 状 況 等 報 告 書

1 要請市町村長等	
2 発 生 日 時	令和 年 月 日 () 時 分
3 発 生 場 所	
4 災 害 の 概 要	
5 対 応 状 況	
(1) 経 過	
(2) 出 動 機 関 人 員	
(3) 出 動 車 両 資 機 材 等	
6 被 害 の 概 要	(死傷者、救助人員等)
7 そ の 他 参 考 と な る 事 項	(写真、被災状況図、活動状況図等)

(注) 市町村長等は、この様式に準じた書面により、報告することができるものとする。

3 鳥取県消防防災ヘリコプターの救急業務に関する取扱細則

第1章 総 則

(趣旨)

- 1 この細則は、鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に関する取扱要領第11に基づき、救急業務に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

- 2 この細則における用語の意義は、次の事項の定めるところによる。
 - (1) 救急業務とは、消防法（昭和23年法律第186号）（以下「法」という。）第2条第9項に定める業務及び鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理要綱第14条第1項第3号に定める救急活動のための運航をいう。
 - (2) 救急事故とは、法及び消防法施行令（昭和36年政令第37号）（以下「政令」という。）に定める救急業務の対象である事故をいう。
 - (3) 救急隊とは、政令第44条の2に定められ編成された隊をいう。
 - (4) 消防防災ヘリとは、政令第44条の2第1項に基づき鳥取県が用いるヘリコプターをいう。
 - (5) 救急救命士（以下「救命士」という。）とは、救急救命士法（平成3年法律第36号）（以下「救命士法」という。）第2条第2項に定める者をいう。
 - (6) 救急隊員（以下「隊員」という。）とは、政令第44条の2第3項に定める者をいう。

第2章 要 請

(要請基準)

- 3 次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合には、鳥取県消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）を要請することができるものとする。

- (1) 事故等が発生した市町村を管轄する地方公共団体の組合の消防長が、事故等の目撃者等からアに掲げるいずれかの症例等の119番通報等を受信し、イに掲げる地理的条件に該当すると判断した場合。

ア 症例等

- (ア) 自動車事故
 - a 自動車からの放出
 - b 同乗者の死亡
 - c 自動車の横転
 - d 車が概ね50センチメートル以上つぶれた事故
 - e 客室が概ね30センチメートル以上つぶれた事故
 - f 歩行者若しくは自転車が、自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故

- (イ) オートバイ事故
 - a 時速 35 キロメートル程度以上で衝突した事故
 - b ライダーがオートバイから放り出された事故
 - (ウ) 転落事故
 - a 3 階以上の高さからの転落
 - b 山間部での滑落
 - (エ) 窒息事故
 - a でき水
 - b 生き埋め
 - (オ) 列車衝突事故
 - (カ) 航空機墜落事故
 - (キ) 傷害事件（撃たれた事件、刺された事件）
 - (ク) 重症が疑われる中毒事故
 - (ケ) バイタルサイン
 - a 目を開けさせる（覚醒させる）ためには大声で呼びかけつつ、痛み刺激（つねる）を繰り返す必要がある（ジャパンコーマスケールで 30 以上）
 - b 脈拍が弱くてかすかしかふれない、全く脈がないこと
 - c 呼吸が弱くて止まりそうであること、浅い呼吸をしていること、呼吸停止
 - d 呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなってきたこと
 - (コ) 外傷
 - a 頭部、頸部、躯幹、又は肘若しくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血
 - b 2 か所以上の四肢変形、又は四肢（手指、足趾を含む）の切断
 - c まひを伴う肢の外傷
 - d 広範囲の熱傷（体の概ね 3 分の 1 を越えるやけど、気道熱傷）
 - e 意識障害を伴う電撃症（雷や電線事故で意識がない）
 - f 意識障害を伴う外傷
 - (サ) 疾病
 - a けいれん発作
 - b 不穏状態（酔っぱらいのように暴れる状態）
 - c 新たな四肢麻痺の出現
 - d 強い痛みの訴え（頭痛、胸痛、腹痛）
- イ 地理的条件
- (ア) 事案発生地点が消防防災ヘリの有効範囲（救急車又は船舶を利用するよりも、消防防災ヘリを使用する方が、覚知から病院到着までの時間を短縮できる地域をいう。）内であること。
 - (イ) (ア) には該当しないが、諸般の事情（地震、土砂崩れ等によって事案発生地に通じる道路が寸断された場合等）により、消防防災ヘリで搬送することで、覚知から病院搬送までの時間を短縮できること。

- (2) (1)に該当しない場合であっても、事案発生地までの距離等により、消防防災ヘリを使用すると救急車又は船舶を使用するよりも30分以上搬送時間が短縮できる場合。
- (3) 地上救急隊員から要請がある場合。

第3章 救急活動

(救急隊の編成)

- 4 救急隊の編成は、消防防災ヘリ1機及び隊員2名以上をもって、運航管理責任者の承認を得て運航指揮者が編成する。

(隊員の心得)

- 5 隊員は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 救急業務の特殊性を自覚し、知識及び技術の向上に努めること。
 - (2) 常に身体及び服装の清潔保持に努めること。
 - (3) 傷病者に対しては、懇切丁寧を旨とし、傷病者及び関係者に羞恥又は不快の念を抱かせないように言動等に細心の注意を払うこと。
 - (4) 業務上知り得た傷病者及び関係者の秘密をみだりに漏らさないこと。
 - (5) 救急資器材等の管理を十分にし、業務に支障のないように努めること。
 - (6) 隊員は、感染防止に留意した服装を心がけること。

(活動資器材等)

- 6 活動資器材等については、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 消防防災ヘリの救急活動に関する使用資器材は、救急搬送要請時の現場の状況、傷病者の状況等から、必要に応じた資器材を積載して出動する。
 - (2) 要請側消防局は、救急現場の状況、地上救急隊等からの情報等により、事前に必要な資器材が判明している場合は、消防防災ヘリの要請時に速やかに報告する。
 - (3) 地上救急隊又は医師の持ち込む器材で電源の必要なものについては、原則としてバッテリーを使用する。

(応急処置等)

- 7 隊員が行う応急処置等は、次のとおりとする。
 - (1) 隊員が行う応急処置等は、救急隊員が行う応急処置等の基準（昭和53年7月消防庁告示第2号）の定めるところにより行うものとする。
 - (2) 隊員のうち救命士が行う救急救命処置は救命士法第2条第1項の定めるところにより行うものとする。また、医師の包括的指示又は救命士法施行規則（平成3年8月厚生労働省令第44号）（以下「救命士規則」という）第21条に規定する医師の具体的指示による救急救命処置を行う場合は、航空救命措置に関するメディカルコントロール等に関する協定書に基づき行うものとする。
 - (3) 消防防災ヘリ飛行中の機内で実施する除細動については、水平飛行を原則とする。

(死亡者の取扱い)

8 運航指揮者は、傷病者が明らかに死亡している場合又は医師が死亡していると診断した場合は、これを搬送しないものとする。

(感染症と疑われる傷病者の取り扱い)

9 感染症と疑われる傷病者の取り扱いについては、次のとおりとする。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条の規定による1類感染症、2類感染症及び指定感染症（同法第7条の規定により同法第19条又は第20条の規定が準用されるものに限る。）の患者（同法第7条の規定により同法第8条の規定が準用される指定感染症の疑似患者及び無症状病原体保有者並びに同法第8条の規定により1類感染症又は2類感染症の患者とみなされる者を含む。）並びに新感染症の所見がある者は、搬送しないものとする。ただし、緊急を要すると認めた保健所長と市町村長等が協議し、要請に至った場合については、この限りではない。

(2) 運航指揮者は、前項に規定する感染症の疑いのある傷病者を搬送した場合は、隊員及び消防防災ヘリの汚染に留意し、直ちに所定の消毒を行い、その旨を運航管理責任者に報告しなければならない。

(3) 前項の傷病者を搬送した場合は、当該傷病者に対する医師の診断結果を確認し、所要の措置を講ずるものとする。

(搭乗者等)

10 傷病者の容態に応じ、医師又は救命士等が搭乗するように努めることとし、その他の搭乗者等については、運航指揮者が状況に応じて判断するものとする。

(搬送先医療機関、離着陸場所の選定等)

11 搬送先医療機関、離着陸場所の選定等については、次の事項に留意するものとする。

(1) 搬送先医療機関の選定は、要請側消防局が行う。

(2) 要請側消防局は、使用する離着陸場所の確保及び地上の支援、並びに離着陸場所から搬送先医療機関までの搬送手段の確保等を行う。

(3) 空港（飛行場）等を使用する場合の必要な手続き等は、原則として消防防災航空センターで実施する。

(収容、搬送方法等)

12 消防防災ヘリの収容、搬送方法等は、次のとおりとする。

(1) 空港、ヘリポート又は飛行場外離着陸場に着陸をして傷病者を機内へ収容し、搬送先の離着陸場所等で地上救急隊へ引き継ぐか、又は病院等へ直接搬送する。

(2) 傷病者発生地付近に離着陸する場所がない場合は、ホバリングによるホイスト収容とする。

(3) 事故発生現場に地上救急隊の到着の遅延が予想される場合には、隊員がホイスト等により降下して応急処置等を実施するとともに、特に緊急性が認められる場合には、そのまま機内に収容して搬送する。

(4) その他傷病者の予後に有効と思われる搬送方法とする。

(通信手段)

13 救急活動中の各機関の通信手段は次のとおりとする。

- (1) 消防防災ヘリと当該事故等が発生した市町村を管轄する地方公共団体の組合の消防局（以下「消防局」という。）又は救急車等との連絡方法は、原則として消防波（主運用波4）を使用する。
- (2) 消防防災ヘリと搬送先医療機関との連絡方法は、要請側消防局又は消防防災航空センターが電話にて中継連絡する。
- (3) 救命士が機内で救命士規則第21条に規定する医師の具体的指示による救急救命処置を行う場合の連絡手段については、イリジウム衛星電話等で実施する。

（引き継ぎ方法）

14 離着陸場所等で消防防災ヘリと連携する地上救急隊等は次の事項に留意し、傷病者引き継ぎ時の安全確保に努めるものとする。

- (1) 地上救急隊等は、消防防災ヘリの離着陸に支障のない安全な場所で待機し、救急車等のドア窓等は閉鎖しておく。
- (2) 地上救急隊員等は、隊員の指示があるまで救急車等で待機する。
- (3) 地上救急隊長及び消防防災ヘリの運航指揮者は、傷病者の状況等を速やかに申し送り、安全に傷病者の引き継ぎを実施する。
- (4) 地上救急隊等は、傷病者の引き継ぎ後速やかに安全な位置まで退出する。
- (5) 要請側の救命士により、医師の包括的指示又は救命士規則第21条に規定する医師の具体的指示による救急救命処置を実施された傷病者を搬送する場合、航空隊の救命士が処置を引き継ぎ搬送するものとする。ただし、要請側の救命士が搭乗を求めた場合、運航指揮者が状況に応じて判断するものとする。
- (6) 航空隊救命士と地上隊救命士の救急救命処置引き継ぎに関し必要な事項は、別に定める。

（転院搬送）

15 遠隔地の高度医療機関等へ緊急に傷病者を搬送する必要がある場合は、次の事項に留意するものとする。

- (1) 医師が搭乗することとし、その他の搭乗者等については、運航指揮者が状況に応じて判断する。
- (2) 原則として傷病者又はその家族が、消防防災ヘリでの搬送を承諾していることを確認する。

（帰院搬送）

16 救急活動における搭乗医師等の帰院搬送については、「消防防災ヘリコプターの転院搬送等に係る運用について（通知）」（平成17年3月1日付け第200400011643号）に基づき行うものとする。

（臓器搬送）

17 臓器搬送について、公益社団法人日本臓器移植ネットワークから消防防災ヘリによる搬送要請があった場合は、「鳥取県消防防災ヘリコプターによる臓器の緊急搬送について」（平成27年12月29日、鳥取県消防防災航空センター）に基づき対応する。

(帰還)

18 消防防災ヘリは、傷病者の搬送後は次の出動に備え、消防防災航空センターへ速やかに帰還するものとする。

(消毒)

19 隊員は、次の事項の定めるところにより、消防防災ヘリ及び積載器材の消毒を行うこととする。

- (1) 定期消毒 月 1 回
- (2) 使用后消毒 使用后
- (3) 定期消毒を行ったときは、その旨を消毒実施表（様式 1 号）に記録しておくものとする。

(医療廃棄物の管理)

20 隊員は、救急活動で血液・体液等に汚染された廃棄物を、感染性産業廃棄物・感染性廃棄物として適正に処理しなければならない。

(活動の記録、救急救命処置録等)

21 活動の記録、救急救命処置録等については、次の事項の定めるところにより記録し、保存しておくものとする。

- (1) 隊員は、傷病者観察記録に救急活動を行った年月日、傷病者の状態、住所、氏名、年齢及び性別、並びに活動概要等所要の事項を記載しておくものとする。
- (2) 隊員は、傷病者を搬送し、医療機関に引渡した場合は、当該事実を確認する医師の署名又は押印を受けるとともに、傷病名、傷病程度等について、当該医師の所見を聴取し、傷病者観察記録に記載しておくものとする。
- (3) 隊員は、応急処置等を行うに際し、医師の指示があった場合には、当該医師の氏名及びその指示内容を傷病者観察記録に記載しておくものとする。
- (4) 隊員は、傷病者観察記録を記載の日から 5 年間、これを保存しなければならない。
- (5) 救命士は、医師の包括的指示又は救命士規則第 21 条に規定する医師の具体的指示による救急救命処置を実施したときは、救命士法第 46 条第 1 項に規定する救急救命処置録（様式 4 号）を作成しなければならない。
- (6) 救命士は、前項の救急救命処置録を作成したときはその作成の日から 5 年間、これを保存しなければならない。

(薬剤の購入、管理)

22 薬剤については、次の事項の定めるところにより、購入し管理するものとする。

- (1) 薬剤の購入は、処方せん医薬品販売指示書（様式 2 号）を使用し購入するものとする。
- (2) 運航管理責任者は、救急業務に使用する薬剤を適正な保管庫に貯蔵し、劇薬については薬事法第 48 条に基づき貯蔵するものとする。
- (3) 救命士は、薬剤の適正な管理を行うとともに、薬剤の受け入れ及び使用又は廃棄の都度、薬剤管理簿（様式 3 号）に記録し、運航管理責任者に報告しなければならない。

ならない。

(教養研修)

23 隊長は、隊員の資質の向上を図るため、救急業務に関する教養研修を行うものとする。

附 則

この細則は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年1月26日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

処方せん医薬品販売指示書

処方せん医薬品等の取扱について(平成26年3月18日付薬食発0318第4号)の1.(2)⑤及び⑬に基づき、救急救命士が救命処置に使用する処方せん医薬品を、医師等からの処方せんの交付を受けなくても下記の消防局等に販売することを認めます。

記

1 対象機関

令和 年 月 日

航空隊救急救命処置録

(航空隊保存)

地上隊救命士→航空隊救命士 航空隊救命士→地上隊救命士 航空隊単独

発生日時	年 月 日 頃	運航指揮者				
発生場所 (出場先)						
傷病者	(氏名・フリガナ)	性別	男・女	年齢	歳	
医師の指示	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 受けられず <input type="checkbox"/> 未要請	指示なし理由				
指示時刻	指示内容	指示医師	所属病院			
:	<input type="checkbox"/> 気道確保 <input type="checkbox"/> 除細動 <input type="checkbox"/> 静脈路確保 <input type="checkbox"/> 薬剤投与					
:	<input type="checkbox"/> 気道確保 <input type="checkbox"/> 除細動 <input type="checkbox"/> 静脈路確保 <input type="checkbox"/> 薬剤投与					
:	<input type="checkbox"/> 気道確保 <input type="checkbox"/> 除細動 <input type="checkbox"/> 静脈路確保 <input type="checkbox"/> 薬剤投与					
初期心電図	<input type="checkbox"/> Vf <input type="checkbox"/> pulselessVT <input type="checkbox"/> Asystole <input type="checkbox"/> PEA <input type="checkbox"/> Sinus <input type="checkbox"/> その他 ()					
気道確保	実施時刻	:	実施場所	<input type="checkbox"/> 現場 <input type="checkbox"/> 機内	実施者	
	方法/使用器具	<input type="checkbox"/> 用手 <input type="checkbox"/> LT <input type="checkbox"/> 気管挿管 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	サイズ	<input type="checkbox"/> 6.0 <input type="checkbox"/> 6.5 <input type="checkbox"/> 7.0 <input type="checkbox"/> 7.5 <input type="checkbox"/> 8.0 mm	カフ容量	ml	固定位置	
	換気	<input type="checkbox"/> BVM <input type="checkbox"/> 人工呼吸器	酸素投与	L/分	換気量	
除細動	回数	時刻	エネルギー	実施場所	結果	
	1回目	:	J	<input type="checkbox"/> 現場 <input type="checkbox"/> 機内		
	2回目	:	J	<input type="checkbox"/> 現場 <input type="checkbox"/> 機内		
	3回目	:	J	<input type="checkbox"/> 現場 <input type="checkbox"/> 機内		
静脈路確保	実施時刻	:	実施場所	<input type="checkbox"/> 現場 <input type="checkbox"/> 機内	実施者	
	確保部位	目的・適応 <input type="checkbox"/> CPA <input type="checkbox"/> ショック <input type="checkbox"/> クラッシュ <input type="checkbox"/> 低血糖				
	輸液量	ml	留置針	1 8 2 0 2 2 G	穿刺回数	
血糖測定	実施時刻	:	実施場所	<input type="checkbox"/> 現場 <input type="checkbox"/> 機内	実施者	
	血糖値	mg/dl	穿刺部位		穿刺回数	
薬剤投与	回数	時刻	薬品名		投与量	
	1回目	:	<input type="checkbox"/> アドレナリン <input type="checkbox"/> エピペン <input type="checkbox"/> ブドウ糖			
	2回目	:	<input type="checkbox"/> アドレナリン <input type="checkbox"/> エピペン <input type="checkbox"/> ブドウ糖			
	3回目	:	<input type="checkbox"/> アドレナリン <input type="checkbox"/> エピペン <input type="checkbox"/> ブドウ糖			
地上隊引き継ぎ救命士署名			「上記救命処置について異常のないことを確認し救命処置引き継ぎを実施しました」 確認時刻 :			

航空隊引き継ぎ証明書

<input type="checkbox"/> 気管挿管 <input type="checkbox"/> 食道閉鎖式器具 <input type="checkbox"/> 輸液 <input type="checkbox"/> 薬剤投与 <input type="checkbox"/> 血糖測定 「上記チェック項目の救命処置について異常のないことを確認し救命処置引き継ぎを実施しました」	
航空隊引き継ぎ救命士署名	確認時刻 :

航空隊救急救命処置録

(地上救急隊保存)

地上隊救命士→航空隊救命士 航空隊救命士→地上隊救命士 航空隊単独

発生日時	年 月 日 頃	運航指揮者				
発生場所 (出場先)						
傷病者	(氏名・フリガナ)	性別	男・女	年齢	歳	
医師の指示	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 受けられず <input type="checkbox"/> 未要請	指示なし理由				
指示時刻	指示内容	指示医師	所属病院			
:	<input type="checkbox"/> 気道確保 <input type="checkbox"/> 除細動 <input type="checkbox"/> 静脈路確保 <input type="checkbox"/> 薬剤投与					
:	<input type="checkbox"/> 気道確保 <input type="checkbox"/> 除細動 <input type="checkbox"/> 静脈路確保 <input type="checkbox"/> 薬剤投与					
:	<input type="checkbox"/> 気道確保 <input type="checkbox"/> 除細動 <input type="checkbox"/> 静脈路確保 <input type="checkbox"/> 薬剤投与					
初期心電図	<input type="checkbox"/> Vf <input type="checkbox"/> pulselessVT <input type="checkbox"/> Asystole <input type="checkbox"/> PEA <input type="checkbox"/> Sinus <input type="checkbox"/> その他 ()					
気道確保	実施時刻	:	実施場所	<input type="checkbox"/> 現場 <input type="checkbox"/> 機内	実施者	
	方法/使用器具	<input type="checkbox"/> 用手 <input type="checkbox"/> LT <input type="checkbox"/> 気管挿管 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	サイズ	<input type="checkbox"/> 6.0 <input type="checkbox"/> 6.5 <input type="checkbox"/> 7.0 <input type="checkbox"/> 7.5 <input type="checkbox"/> 8.0 mm	カフ容量	ml	固定位置	
	換気	<input type="checkbox"/> BVM <input type="checkbox"/> 人工呼吸器	酸素投与	L/分	換気量	
除細動	回数	時刻	エネルギー	実施場所	結果	
	1回目	:	J	<input type="checkbox"/> 現場 <input type="checkbox"/> 機内		
	2回目	:	J	<input type="checkbox"/> 現場 <input type="checkbox"/> 機内		
	3回目	:	J	<input type="checkbox"/> 現場 <input type="checkbox"/> 機内		
静脈路確保	実施時刻	:	実施場所	<input type="checkbox"/> 現場 <input type="checkbox"/> 機内	実施者	
	確保部位	目的・適応 <input type="checkbox"/> CPA <input type="checkbox"/> ショック <input type="checkbox"/> クラッシュ <input type="checkbox"/> 低血糖				
	輸液量	ml	留置針	1 8 2 0 2 2 G	穿刺回数	
血糖測定	実施時刻	:	実施場所	<input type="checkbox"/> 現場 <input type="checkbox"/> 機内	実施者	
	血糖値	mg/dl	穿刺部位		穿刺回数	
薬剤投与	回数	時刻	薬品名		投与量	
	1回目	:	<input type="checkbox"/> アドレナリン <input type="checkbox"/> エピペン <input type="checkbox"/> ブドウ糖			
	2回目	:	<input type="checkbox"/> アドレナリン <input type="checkbox"/> エピペン <input type="checkbox"/> ブドウ糖			
	3回目	:	<input type="checkbox"/> アドレナリン <input type="checkbox"/> エピペン <input type="checkbox"/> ブドウ糖			
地上隊引き継ぎ救命士署名			「上記救命処置について異常のないことを確認し救命処置引き継ぎを実施しました」 確認時刻 :			

航空隊引き継ぎ証明書

<input type="checkbox"/> 気管挿管 <input type="checkbox"/> 食道閉鎖式器具 <input type="checkbox"/> 輸液 <input type="checkbox"/> 薬剤投与 <input type="checkbox"/> 血糖測定 「上記チェック項目の救命処置について異常のないことを確認し救命処置引き継ぎを実施しました」	
航空隊引き継ぎ救命士署名	確認時刻 :

航空隊救急救命処置録

(医療機関保存)

地上隊救命士→航空隊救命士 航空隊救命士→地上隊救命士 航空隊単独

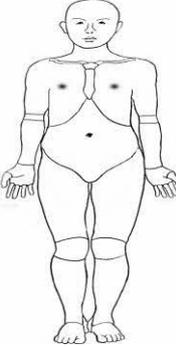
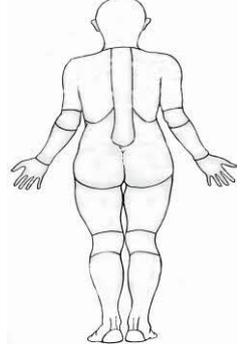
発生日時	年 月 日 頃	運航指揮者				
発生場所 (出場先)						
傷病者	(氏名・フリガナ)	性別	男・女	年齢	歳	
医師の指示	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 受けられず <input type="checkbox"/> 未要請	指示なし理由				
指示時刻	指示内容	指示医師	所属病院			
:	<input type="checkbox"/> 気道確保 <input type="checkbox"/> 除細動 <input type="checkbox"/> 静脈路確保 <input type="checkbox"/> 薬剤投与					
:	<input type="checkbox"/> 気道確保 <input type="checkbox"/> 除細動 <input type="checkbox"/> 静脈路確保 <input type="checkbox"/> 薬剤投与					
:	<input type="checkbox"/> 気道確保 <input type="checkbox"/> 除細動 <input type="checkbox"/> 静脈路確保 <input type="checkbox"/> 薬剤投与					
初期心電図	<input type="checkbox"/> Vf <input type="checkbox"/> pulselessVT <input type="checkbox"/> Asystole <input type="checkbox"/> PEA <input type="checkbox"/> Sinus <input type="checkbox"/> その他 ()					
気道確保	実施時刻	:	実施場所	<input type="checkbox"/> 現場 <input type="checkbox"/> 機内	実施者	
	方法/使用器具	<input type="checkbox"/> 用手 <input type="checkbox"/> LT <input type="checkbox"/> 気管挿管 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	サイズ	<input type="checkbox"/> 6.0 <input type="checkbox"/> 6.5 <input type="checkbox"/> 7.0 <input type="checkbox"/> 7.5 <input type="checkbox"/> 8.0 mm	カフ容量	ml	固定位置	
	換気	<input type="checkbox"/> BVM <input type="checkbox"/> 人工呼吸器	酸素投与	L/分	換気量	
除細動	回数	時刻	エネルギー	実施場所	結果	
	1回目	:	J	<input type="checkbox"/> 現場 <input type="checkbox"/> 機内		
	2回目	:	J	<input type="checkbox"/> 現場 <input type="checkbox"/> 機内		
	3回目	:	J	<input type="checkbox"/> 現場 <input type="checkbox"/> 機内		
静脈路確保	実施時刻	:	実施場所	<input type="checkbox"/> 現場 <input type="checkbox"/> 機内	実施者	
	確保部位	目的・適応 <input type="checkbox"/> CPA <input type="checkbox"/> ショック <input type="checkbox"/> クラッシュ <input type="checkbox"/> 低血糖				
	輸液量	ml	留置針	1 8 2 0 2 2 G	穿刺回数	
血糖測定	実施時刻	:	実施場所	<input type="checkbox"/> 現場 <input type="checkbox"/> 機内	実施者	
	血糖値	mg/dl	穿刺部位		穿刺回数	
薬剤投与	回数	時刻	薬品名		投与量	
	1回目	:	<input type="checkbox"/> アドレナリン <input type="checkbox"/> エピペン <input type="checkbox"/> ブドウ糖			
	2回目	:	<input type="checkbox"/> アドレナリン <input type="checkbox"/> エピペン <input type="checkbox"/> ブドウ糖			
	3回目	:	<input type="checkbox"/> アドレナリン <input type="checkbox"/> エピペン <input type="checkbox"/> ブドウ糖			
地上隊引き継ぎ救命士署名			「上記救命処置について異常のないことを確認し救命処置引き継ぎを実施しました」 確認時刻 :			

航空隊引き継ぎ証明書

<input type="checkbox"/> 気管挿管 <input type="checkbox"/> 食道閉鎖式器具 <input type="checkbox"/> 輸液 <input type="checkbox"/> 薬剤投与 <input type="checkbox"/> 血糖測定 「上記チェック項目の救命処置について異常のないことを確認し救命処置引き継ぎを実施しました」	
航空隊引き継ぎ救命士署名	確認時刻 :

傷病者観察記録

鳥取県消防防災航空隊

発生日	年 月 日 ()				運航指揮者									
					救急救命士									
事故種別	<input type="checkbox"/> 急病 <input type="checkbox"/> 交通 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 加害 <input type="checkbox"/> 労災 <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 水難 <input type="checkbox"/> 自然 <input type="checkbox"/> 運動 <input type="checkbox"/> 自損 <input type="checkbox"/> その他 (転院搬送、医師・看護師搬送、医療資器材輸送、その他)													
傷病者	(住 所)													
	(フリガナ)				性別	男 ・ 女								
	(氏 名)				生年月日	T S H R 年 月 日 歳								
					電 話	() -								
出場場所					発生場所									
事故概況 主訴等														
既往歴	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 : 病名				医療機関名									
現病歴	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 : 病名				医療機関名									
収容方法	<input type="checkbox"/> ピックアップ <input type="checkbox"/> 着陸引継													
バイタル		時 間	意 識	呼 吸	脈 拍	血 圧	SpO2	体 温	瞳 孔	ECG				
	接触時	:				/			R L					
	搬送時	:				/			R L					
現場観察 所 見	体位： <input type="checkbox"/> 立位 <input type="checkbox"/> 仰臥位 <input type="checkbox"/> 側臥位 (左・右) <input type="checkbox"/> 座位 <input type="checkbox"/> 半座位 <input type="checkbox"/> その他 表情： <input type="checkbox"/> 正常 <input type="checkbox"/> 苦悶 <input type="checkbox"/> 興奮 <input type="checkbox"/> 無表情 <input type="checkbox"/> 泣く <input type="checkbox"/> うつろ 顔貌： <input type="checkbox"/> 正常 <input type="checkbox"/> 黄疸 <input type="checkbox"/> 紅潮 <input type="checkbox"/> 蒼白 <input type="checkbox"/> 土気色 <input type="checkbox"/> 発汗 <input type="checkbox"/> 冷汗 <input type="checkbox"/> チアノーゼ 出血： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 出血量 (少・中・多) 麻痺： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 部位 () その他： <input type="checkbox"/> 痙攣 <input type="checkbox"/> 嘔吐 <input type="checkbox"/> 嘔気 <input type="checkbox"/> 失禁 (大・小)													
	W：創部													
	F：骨折													
	S：打撲													
B：出血														
P：疼痛														
初診医所見	収容医療機関名													
	引継医師署名													
	初診時傷病名				記入時刻 :									
	初診時程度別				<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 重症 <input type="checkbox"/> 中等症 <input type="checkbox"/> 軽症									

第 200400011643 号

平成17年3月 1日

鳥取県東部広域行政管理組合消防局警防課長
鳥取中部ふるさと広域連合消防局警防課長
鳥取県西部広域行政管理組合消防局警防課長 } 様

鳥取県防災局消防課長
(公印省略)

消防防災ヘリコプターの転院搬送等に係る運用について(通知)

近年、救急医療体制の充実が図られる中で消防防災ヘリコプターに対する期待は、ますます大きくなっており、本県においても、救急ヘリコプターの活用を推進するとともに、当該ヘリコプターの医師同乗システムづくりを進めてきたところです。

さて、このような状況にあつて、昨年7月の「消防局と消防防災航空隊との意見交換会」で要望のあつたヘリコプターの転院搬送等に係る運用について、協議と検討を重ねてきましたが、このたび別紙のとおり取り扱うこととしましたので御承知ください。

消防防災ヘリコプターによる転院搬送等に係る運用

1 消防防災ヘリコプターの救急搬送の原則

消防防災ヘリコプターによる救急搬送は、原則として傷病者を医療機関又は地上の救急隊に引き継いだときに終了する。

2 消防防災ヘリコプターによる転院搬送等に係る運用

消防防災ヘリコプターの救急搬送の原則については、上記1のとおりであるが、県内の一部地域における救急医療体制の実態を考慮し、当分の間、次のとおり運用するものとする。

なお、この運用については、「鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に関する取扱要領」第5（3）エ「その他、特に消防防災ヘリコプターによる救急活動が有効と運航管理者責任者が認める場合」の規定を適用する例外的な措置として取り扱うものとする。

(1) 高度医療機関に転院搬送の場合

転院搬送時において、ヘリコプターに搭乗した医師等の不在時間が長くなれば、当該地域の救急医療体制に著しく支障が生じる等真にやむを得ない事情がある場合に限り、当該地域内の離着陸場に医師等を搬送することができるものとする。ただし、転院先の医師との引継ぎが搬送先の離着陸場において短時間で終了することを条件とする。

(2) 災害現場等からの搬送の場合

医師等を災害現場で搭乗させる場合又は救急車から傷病者を引き継ぐ際に医師等が搭乗する場合において、その地域の救急医療体制に（1）と同様の事情があるときは、転院搬送の場合に準じた取扱とする。

(3) 要請方法及び可否決定

（1）又は（2）の搬送を希望する場合は、その理由を明確にして緊急運航要請時に行い、運航管理責任者が可否を決定する。

(4) 運航の優先順位

（1）及び（2）のいずれの場合においても、その他の緊急運航を優先する。

(要 望)

転院搬送等において、医療機関の医師等が長時間不在となることにより地域の救急医療体制に支障が生じるような場合は、その地域の実情を考慮し、医師等をヘリコプターで元の離着陸場まで搬送願いたい。

(理 由)

転院搬送については、「鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に関する取扱要領」により医師搭乗が条件となっている。しかし救急搬送は、搬送先の医療関係者（救急隊を含む。）に傷病者を引き継いだ段階で終了し、医師や看護師等の帰路は救急搬送の対象とならないため、医師等が元の医療機関に戻るには自ら手配したタクシー等の交通手段によることとなる。このような場合、規模の小さな医療機関においては、医師等の不在時間が長くなり診療体制に支障が生じることが考えられるため、ヘリコプターの要請を躊躇する医療機関もある。救命率の向上や患者への負担軽減のためには、ヘリコプターの活用が有効であり、地域の救急医療体制を考慮した運用を検討願いたい。

鳥取県消防防災ヘリコプターによる臓器の緊急搬送について

平成27年12月29日

鳥取県消防防災航空センター

臓器の緊急搬送について、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）から鳥取県消防防災ヘリコプター（以下「ヘリコプター」という。）による搬送要請があった場合は、下記のとおり対応するものとする。

記

1 要請者

「ネットワーク」本部

〒108-0022 東京都港区海岸 3-26-1 パーク芝浦 12階

電 話

ファクシミリ

（鳥取県内連絡窓口）

公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク

〒683-8504 米子市西町 36-1

電話・ファクシミリ

2 活動の基準

- (1) 「鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」第13条第1項第3号「救急活動」として活動するものとする。

(理由)

ア 「臓器の緊急搬送について」（平成11年2月23日付消防救第45号消防庁救急救助課長）（以下、「臓器の緊急搬送について」という。）により、

- ①対応可能な範囲内において、必要に応じ協力することが望ましいとされたこと。
- ②航空法上の取扱いについては、「消防活動に対する航空法第81条の2及び同法第89条の運用について（昭和55年7月1日消防消第87号）」の3の傷病者の搬送及び医師・薬剤等の輸送に含まれ、緊急の場合は航空法第81条の2の適用となること。

イ 「救急業務の活動（緊急扱い）として取り扱うこと」と指導があったこと。

（平成13年5月14日消防庁救急救助課に問合せ結果）

- (2) 原則として他の緊急運航を優先とし、「ヘリコプター」の業務に支障を生じない範囲で対応するものとする。

(3)「臓器の緊急搬送について」の別紙1及び別添2「搬送の手段の確保についての考え方」に基づき、以下の1及び2の対応が困難として3の要請があった場合とする。

1. 「ネットワーク」の有する緊急車両及び公共交通機関（定期航空便、新幹線等）を活用して搬送を行う。
2. 1.の手段では最長搬送時間を超える場合は、「ネットワーク」の調整する民間の航空会社等を活用する。
3. 上記の手段では最長搬送時間を超える場合など、事態が急迫し、緊急に搬送を行う必要がある場合、地方公共団体の保有する緊急車両・回転翼航空機等による搬送を要請する。

3 要請及び運航可否

(1) 要請方法

「鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に関する取扱要領」第6を準用し、「ネットワーク」から鳥取県消防防災航空センターに対して、電話等により必要な事項を明らかにして行うものとする。

(2) 要請の受付

ア 業務時間（8時30分から17時15分まで）

「鳥取県消防防災航空センター」 電 話

ファクシミリ

イ 業務時間外（17時15分から8時30分まで）

優先順1 鳥取県消防防災航空センター所長

優先順2 鳥取県消防防災航空センター航空隊長

(3) 運航可否の回答

鳥取県消防防災航空センターは、上記2「活動の基準」及び気象状況等により運航の可否を決定し、「ネットワーク」に回答するものとする。

ただし、回答後に他の緊急運航要請があった場合及び天候急変等により運航不可となった場合、鳥取県消防防災航空センターは、「ネットワーク」と対応について協議するものとする。

4 関係機関との連絡調整等について

基本的には要請者である「ネットワーク」により実施するが、「ヘリコプター」による臓器の緊急搬送は、事態が急迫し、緊急に搬送を行う必要がある場合に要請されることから、依頼文の送付等、要請に係る事務手続については「ネットワーク」が実施し、空港使用連絡、場外離着陸場の選定及び地上支援体制の確認等、ヘリの運航に必要な連絡調整については、鳥取県消防防災航空センターが協力して実施する。

5 「ヘリコプター」による臓器搬送活動の始期及び終期

臓器搬送活動は、要請を受けて出動する旨回答した時から始まり、「ネットワーク」に指定された搬送先に搬送し、「ヘリコプター」が鳥取県消防防災航空センターに帰還した時に終了するものとする。

6 補償について

「ヘリコプター」による臓器搬送中発生した事故処理に要する経費については、次のとおりとする。

- (1) 「ネットワーク」側が原因で、重大な過失により発生した損害は、「ネットワーク」が負担するものとする。
- (2) 鳥取県消防防災航空センター側が原因で、重大な過失により発生した損害は、鳥取県が負担するものとする。
- (3) 上記(1)(2)以外に要した経費の負担については、その都度協議し決定するものとする。

7 交付金の申請

臓器の緊急搬送に要した経費は、「公益社団法人日本臓器移植ネットワーク臓器搬送交付金交付規程」に基づき、鳥取県は「ネットワーク」に交付金を申請する。

なお、対象となる搬送費用は、「燃料費」、「旅費(日当・宿泊料)」及び「人件費(時間外手当・特殊勤務手当)」とする。

8 平成13年6月7日付けの「鳥取県消防防災ヘリコプターの臓器搬送に係る基本方針」及び「財団法人鳥取県臓器バンク(社団法人日本臓器移植ネットワーク)【要請側】と鳥取県消防防災航空センター(鳥取県消防課)【受諾側】との臓器搬送についての申合せ事項」は廃止する。

第201400204142号
平成27年3月26日

鳥取県東部広域行政管理組合消防局長
鳥取中部ふるさと広域連合消防局長
鳥取県西部広域行政管理組合消防局長

} 様

鳥取県消防防災航空センター所長
(公 印 省 略)

救急救命処置引き継ぎ要領の一部改正について（通知）

このことについて、鳥取県消防防災ヘリコプターの救急業務に関する取扱細則第14（6）に基づく救急救命処置引き継ぎ要領を別添のとおり一部改正したので、通知します。

記

1 改正の概要

救急救命士の処置範囲拡大に伴い、心肺機能停止前の静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が可能となったことから、航空隊救急救命士と地上隊救急救命士の救急救命処置引き継ぎ要領を一部改正した。

2 施行期日

平成27年4月1日

救急救命処置引き継ぎ要領

鳥取県消防防災航空センター

この要領は、鳥取県消防防災ヘリコプターの救急業務に関する取扱細則第 14（6）に基づき、航空隊救急救命士と地上隊救急救命士が救急救命処置を引き継ぐ場合において必要な確認事項を定める。

- 1 この要領に定める確認が必要な救急救命処置とは、下記のとおりとする。
 - (1) 厚生労働大臣の指定する器具による気道確保
 - (2) 厚生労働大臣の指定する薬剤を用いた輸液
 - (3) 厚生労働大臣の指定する薬剤の投与

- 2 1の救急救命処置を引き継ぐ場合は、引き継ぎを受ける救急救命士が引き渡しを行う救急救命士立ち会いの下、以下の事項について確認を行うものとする。
 - (1) 器具による気道確保処置の引き継ぎ確認事項
 - ア 聴診確認
 - イ 胸壁の動きを確認
 - (2) 輸液処置の引き継ぎ確認事項
 - ア 滴下確認
 - イ 漏れ、腫れ確認
 - ウ 滴下速度、輸液投与量の確認
 - (3) 薬剤投与引き継ぎ確認事項
 - ア 薬剤投与回数、種類、投与量
 - イ 最終投与時刻
 - ウ 血糖測定値

- 3 航空隊救急救命士は、1の救急救命処置を地上隊救急救命士から引き継ぐ場合は、2の事項を確認し、航空隊救急救命処置録の航空隊引き継ぎ証明書へ署名を行う。

- 4 地上隊救急救命士は、1の救急救命処置を航空隊救急救命士から引き継ぐ場合は、2の事項を確認し、航空隊救急救命処置録の地上隊引き継ぎ証明書へ署名を行う。

- 5 引き継ぎを受ける救急救命士が気管挿管認定救命士でない場合は、気管挿管を行った救急救命士が処置を引き継ぐことなく、搭乗・同乗し傷病者管理を病院到着まで継続する。

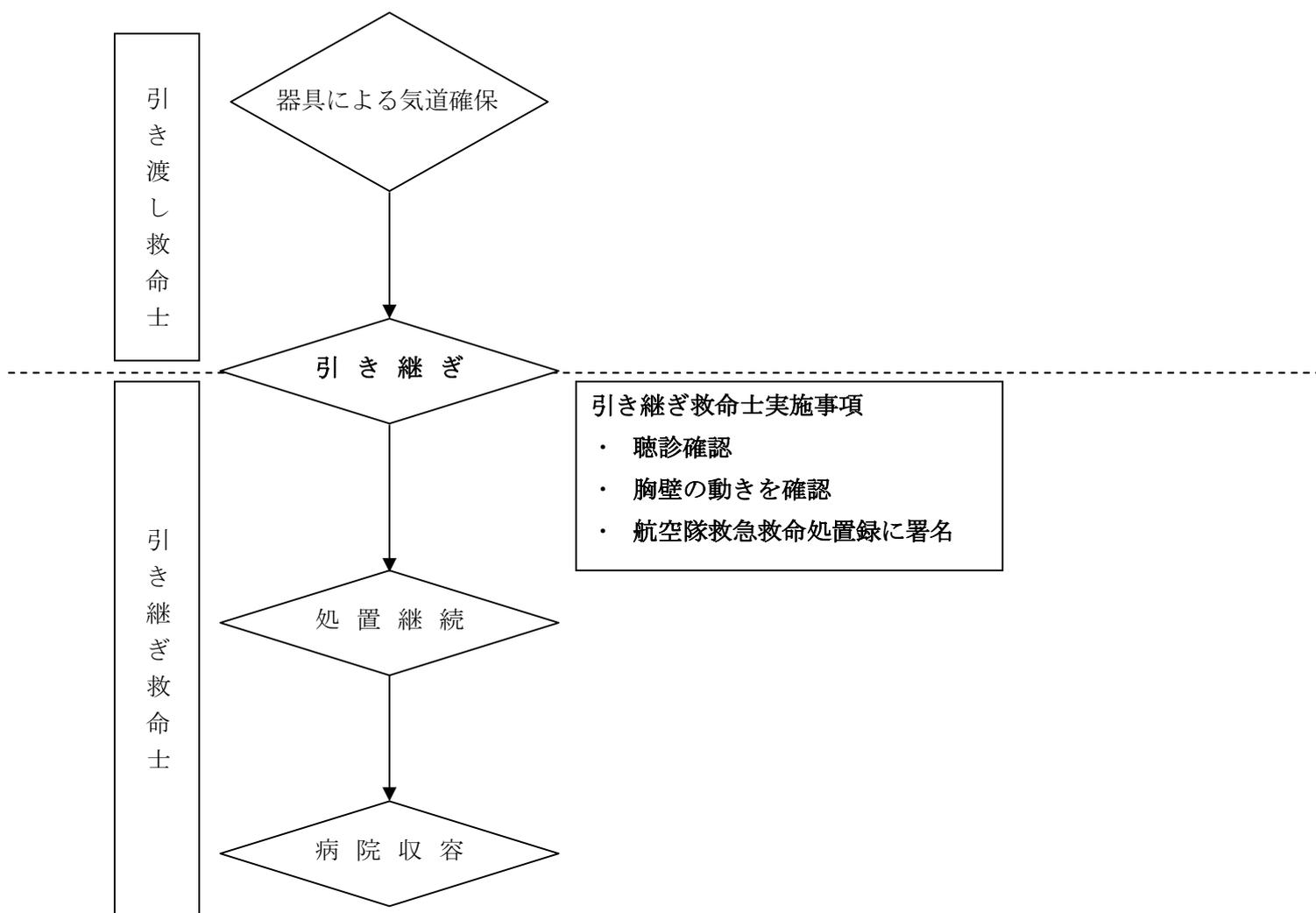
附 則

この要領は、平成24年5月24日から施行する。

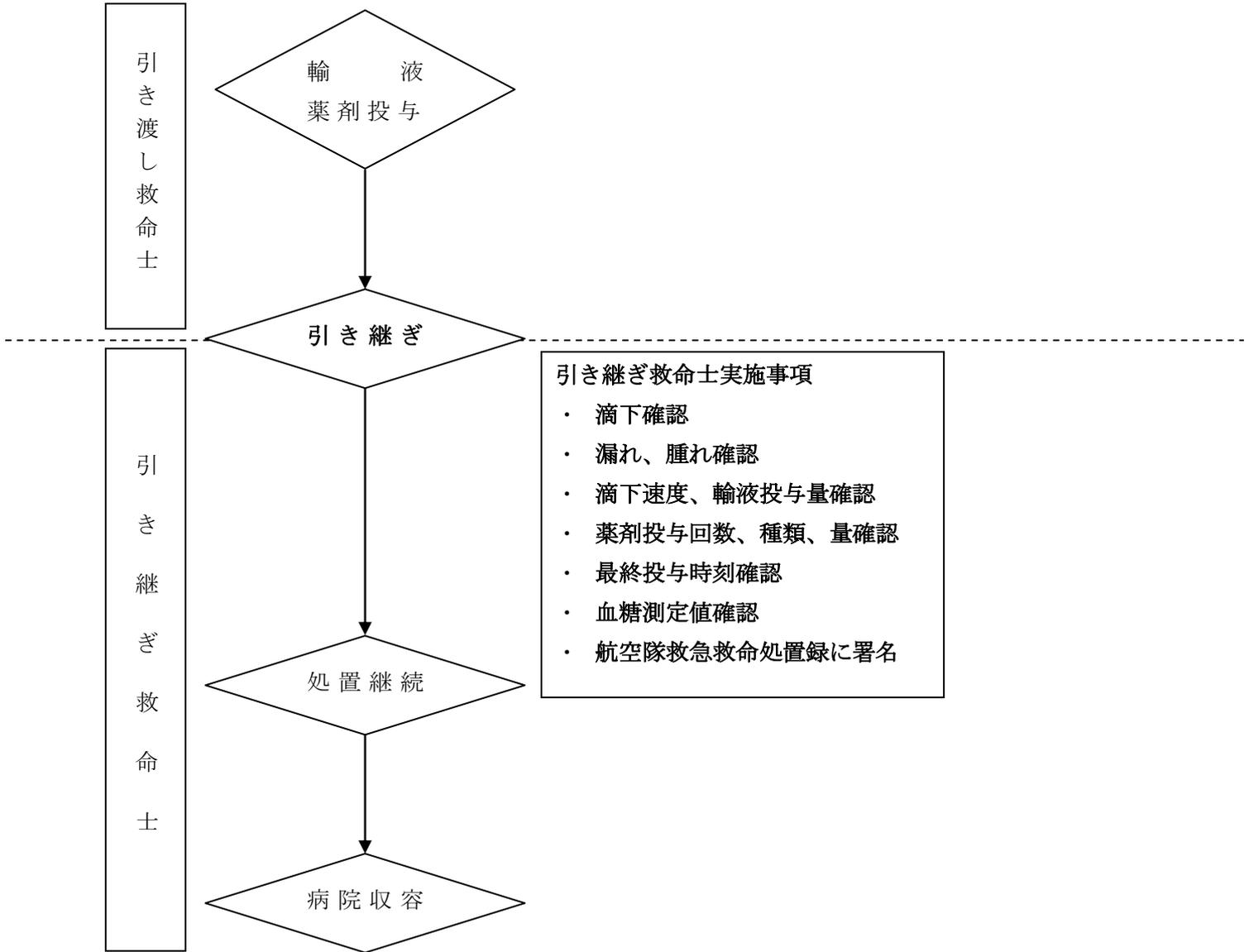
附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。（救急救命士処置拡大に伴う一部改正）

(例) 器具による気道確保処置引き継ぎフローチャート



(例) 輸液・薬剤投与処置引き継ぎフローチャート



4 夜間の地震等大規模災害時における鳥取県消防防災ヘリコプターの対応基準

鳥取県消防防災ヘリコプターの運航は「鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」第14条第2項及び「鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に関する取扱要領」第5第2項に基づき、原則として、午前8時30分から午後5時15分までの間とし、緊急活動については「日の出」から「日没」の間として運航を実施している。

平成12年10月の鳥取県西部地震を教訓に、夜間の地震等大規模災害時においても消防防災ヘリコプターの緊急運航が必要であるため、下記の範囲内において緊急活動を行うこととする。

記

1 活動区分

「災害応急対策活動」

2 活動対象

- (1) 大規模な地震
- (2) 大規模な風水害
- (3) 大規模な市街地火災
- (4) その他前各号に準ずる大規模災害で、特に消防防災ヘリコプターによる活動が有効と総括管理者が認める場合

3 活動範囲

- (1) 「鳥取市」「倉吉市」「米子市」「境港市」の市街地
- (2) 鳥取県内の「海岸線の地域」

* 上記の地域は、障害物（高い山・送電線等）が存在していない地域であり、消防防災ヘリコプター夜間運航の安全確保に支障がないため。

4 活動内容

- (1) 情報収集活動（市街地及び海岸線地域の情報収集）
災害状況の把握 [火災状況・停電状況・車両通行状況等]
- (2) 物資搬送活動（鳥取空港と米子空港の空港間の搬送）
救援物資の搬送 [食糧品・飲料水・防水シート・医薬品等]
- (3) 患者搬送活動（鳥取空港と米子空港の空港間の搬送）
被災救急患者の搬送
- (4) 人員搬送活動（鳥取空港と米子空港の空港間の搬送）
被災地への災害復旧要員の搬送

5 要請

- (1) 「鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に関する取扱要領」第6による。

(2) 総括管理者及び運航管理責任者が必要と認めて出動させる場合。

6 運航決定

「鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に関する取扱要領」第7による。

7 その他

招集や出動準備に時間を要するが、早急に出動体制を整えるよう努めるものとする。

附 則

この基準は、平成14年2月1日から行うこととする。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から行うこととする。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から行うこととする。

附 則

この基準は、令和6年1月20日から行うこととする。

5 鳥取県消防防災ヘリコプターの運航に係る安全管理要領

第1章 総則

(趣旨)

第1 この要領は、鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という）第21条に定める安全管理（以下単に「安全管理」という。）に関して、要綱第29条に基づき必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要領で使用する用語の意義は、要綱に定めるところによる。

第2章 責任体制

(安全管理に関する責任)

第3 安全管理に関しては、以下に定めるところによるほか、消防防災ヘリの運航に関わるすべての職員（運航受託者の被用者を含む。以下単に「職員」という。）がその地位及び任務に応じた責任を負うものとする。

(総括管理者)

第4 総括管理者は、安全管理に関する業務を統括する。

(運航管理責任者)

第5 運航管理責任者は、安全管理に関しては、次の業務を行う。

- (1) 安全管理に関する職員への指示
- (2) 安全管理に関する計画の策定
- (3) 安全管理のための教育訓練計画の策定
- (4) 職員の安全管理意識の啓発普及
- (5) 消防防災ヘリの運航に係る事故及び安全管理上不適切な事案の処理

(運航安全管理者)

第6 運航安全管理者は、安全管理に関しては、次の業務を行う。

- (1) 消防防災ヘリの運航に関する運航管理責任者、運航指揮者、機長、その他関係者に対する助言
- (2) 航空消防活動の実施に関する運航管理責任者、運航指揮者、機長、その他関係者に対する助言
- (3) その他安全管理に関する運航管理責任者、運航指揮者、機長、その他関係者に対する助言

(隊長)

第7 隊長は、安全管理に関しては、次の業務を行う。

- (1) 安全管理に関する隊員の指揮監督

- (2) 安全管理に関する計画の実施
- (3) 安全管理のための教育訓練計画の実施
- (4) 消防防災ヘリの運航に係る事故及び安全管理上不適切な事案に関する情報の収集
(副隊長)

第8 副隊長は、安全管理に関して隊長を補佐し、隊長が不在のときは、第7の業務を代行する。
(隊員)

第9 隊員は、上司の命令・指示に従い、消防防災ヘリの運航に係る危害の防止に自ら努めなければならない。

2 隊員は、消防防災ヘリの運航に係る危険を察知した場合は、直ちに運航指揮者に通報し、必要に応じて応急処置を講じ、危害の防止又は軽減に努めなければならない。

3 隊員は、消防防災ヘリの運航において受傷した場合は、速やかに運航指揮者に通報しなければならない。

(運航指揮者)

第10 運航指揮者は、安全管理に関しては、次の業務を行う。

(1) 消防防災ヘリの運航に係る危害の防止又は軽減を図るために必要な措置

(2) 消防防災ヘリに搭乗する隊員の安全管理に関する指揮監督

(3) 消防防災ヘリの運航に危険が生じる場合における航空消防防災業務の中止命令

2 運航指揮者は、航空消防防災業務の開始前に消防防災ヘリ及び装備品の点検を行い、その安全を確認するとともに、航空消防防災業務の終了後にも同様の点検を実施しなければならない。

3 運航指揮者は、消防防災ヘリの運航に係る事故及び安全管理上不適切な事案を覚知したときは、直ちに運航管理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

(運航受託者の責務)

第11 消防防災ヘリの運航を県から受託している者の被用者である操縦士、整備士及び運航管理員は、運航管理責任者及び消防防災航空隊と綿密な連携を図り、安全管理に万全を期さなければならない。

2 消防防災ヘリの航空法（昭和27年法律第231号）第73条に定める機長（以下単に「機長」という。）は、同法に基づき、乗者に対し安全管理上必要な事項を命令するものとする。

3 機長は、消防防災ヘリの運航に安全管理上支障がないことその他運航に必要な準備が整っていることを、航空法に基づき確認した後でなければ、消防防災ヘリを運航させてはならない。

4 機長は、消防防災ヘリの運航に危険が生じる場合には、直ちに運航指揮者に航空消防防災業務の中止を要請しなければならない。

5 前項の場合、運航指揮者は、機長の要請に従って直ちに航空消防防災業務の中止を命ずるとともに、運航管理責任者にその旨を報告しなければならない。

第3章 安全管理の実施

(安全管理計画)

第12 運航管理責任者は、毎年度、次の事項を定めた安全管理計画を策定しなければならない。

- (1) 安全管理の方針及び重視すべき事項
- (2) 安全管理のための教育訓練に関する事項
- (3) 安全管理のための施策等に関する事項
- (4) 安全点検の実施に関する事項
- (5) その他必要な事項

2 運航管理責任者は、前項の安全管理計画に従って、教育訓練、安全点検その他の安全対策を計画的に実施し、その実施状況を記録・分析して必要な処置を講ずるとともに、その後の安全対策に活用するものとする。

(事後検討会)

第13 運航指揮者は、安全対策の充実に資するため、各航空消防防災業務の終了後速やかに事後検討会（デブリーフィング）を開催するものとする。

(資機材等の点検)

第14 隊長は、随時装備品、資機材及び被服（以下「資機材等」という。）の点検を実施し、故障、劣化、摩耗等の不具合が生じているものは、直ちに使用を中止しなければならない。

- 2 副隊長及び隊員は、資機材の不具合を覚知したときは、直ちに隊長に報告するものとする。
- 3 航空消防防災業務で使用する資機材等は、原則として、消防防災航空センターが支給したものであるものとする。

(体調管理)

第15 職員は、常に体調管理に努めるものとする。

- 2 運航管理責任者は、体調不良のため安全管理に支障が生じるおそれがあると判断した職員を消防防災ヘリに搭乗させてはならない。

(異常報告)

第16 職員は、消防防災ヘリの運航、整備等において異常を認めたときは、要綱第25条に定めるもの以外の事象であっても、速やかに運航管理責任者に報告しなければならない。

- 2 運航管理責任者は、前項により報告された異常の内容を精査し、その原因を究明して必要な措置を講ずるとともに、必要な場合は総括管理者へ報告するものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

6 鳥取県消防防災ヘリコプター乗組員の酒精飲料に係る安全管理要領

(趣旨)

第1 国土交通省は、日本国内定期航空運送事業者における飲酒による不適切な事案を受け、運航規程審査要領細則の改正等により、本邦航空運送事業者に対して、安全運航のため乗務前後におけるアルコール検査の義務化、アルコール教育の徹底等を求めているところであるが、消防防災航空隊の公共性・運航の安全性を踏まえ、本邦航空運送事業者に求められる飲酒対策の内容に順じた対応をとることが必要であり、その対応に関して必要な事項を定めるものとする。

(飲酒後の従事制限)

第2 鳥取県消防防災航空センター（以下「航空センター」という。）に勤務する者（運航受託者から派遣される者（以下「運航受託者職員」という。）を含む。）で、消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）に乗り組み、消防防災ヘリを用いた各種消防活動（災害活動、訓練、調査飛行等）（以下「航空消防活動」という。）に従事するもの（以下「乗組員」という。）は、飲酒後8時間以内に航空消防活動を行ってはならないものとする。

(アルコール検査)

第3 乗組員は、当日の勤務開始前にアルコール検知器を使用して、アルコール検査（以下「検査」という。）を行うことにより、酒気帯びの有無を確認するものとする。ただし、当日の勤務分担により、消防防災ヘリに乗り組まないことが明らかな場合はこの限りではない。

2 前項の検査に使用するアルコール検知器は、次の仕様を満たすものとする。

- (1) 一定の呼気量をもとにアルコール濃度を測定し、数値で表示できること。
- (2) 表示するアルコール濃度の数値の単位は、0.01 mg/l以下であること。
- (3) 使用するアルコール検知器は、製造事業者の定めに従い適切に管理・運用されているものであること。

3 検査にあたり、不正（なりすまし、すり抜け等）を防止するため、原則、乗組員以外で、検査に関し必要な教育を受け、航空センターの運航管理責任者（以下「運航管理責任者」という。）が適切と認めた者が立ち会い、検査が適切に行われていることを確認する。

4 運航管理責任者は、検査の結果（日時、測定者及び立会者の氏名、測定値等）についての記録を作成し、少なくとも1年間保存する。

5 運航受託者が国土交通省からの指導に基づき、運航受託者職員に行う本邦航空運送事業者を対象とした検査を実施する場合は、本要領による検査は省略できるものとする。

(検査に基づく従事制限)

第4 検査に基づき、次のいずれかに掲げる場合に該当する乗組員は、酒精飲料の影響によって正常な運航ができないおそれがある状態であり、航空消防活動を行わないものとする。

- (1) 身体に呼気1リットルにつき0.09ミリグラム以上のアルコール濃度を保有している場合
- (2) (1)の規定にかかわらず、酒精飲料の影響により、反応速度の遅延、判断ミスなど正常な航空消防活動ができないおそれがあると認められる場合

(アルコールに関する教育)

第5 運航管理責任者は、乗組員を含む航空センター勤務者に対し、定期的に必要な教育を実施する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

7 鳥取県消防防災ヘリコプター事故等発生時の体制及び対応要領

鳥取県消防防災ヘリコプターの運航管理要綱（以下「要綱」という。）第25条に規定に基づき、鳥取県消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）に係る事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合、または事故が発生した場合（以下「航空事故等」という。）の搜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制に関し、以下のとおり定める。

なお、消防防災ヘリの航空事故等に起因して甚大な被害が発生するおそれがあると認められる場合の対応については、鳥取県地域防災計画（大規模事故対策編）第2部第4章「航空機災害等応急対策」によるものとする。

（航空事故等の範囲）

第1 航空事故等の範囲は以下のとおりとする。

- (1) 航空法76条第1項に掲げる事故
 - ア 消防防災ヘリの墜落、衝突又は火災
 - イ 消防防災ヘリによる人の死傷又は物件の損傷
 - ウ 消防防災ヘリ機内にある者の死亡（自然死等を除く。）又は行方不明
 - エ 他の航空機との接触
 - オ その他国土交通省令で定める航空機に関する事故に類似する事故
- (2) ヘリコプター動態管理システムの飛行軌跡データに消失等の異常が認められた場合
- (3) 飛行計画による機長からの30分ごとに行われる位置通報又は運航状態等の通報がない場合や到着予定時刻から30分経過しても目的地に到着しない場合、あるいは、消防防災ヘリの位置が不明などの情報を受けた場合、もしくは消防防災ヘリの事故発生に関する未確認情報を入手した場合
- (4) 航空法施行規則166条の4各号に掲げる次の事態
 - ア 閉鎖中の又は他の航空機が使用中の滑走路からの離陸またはその中止
 - イ 閉鎖中の又は他の航空機が使用中の滑走路への着陸又はその試み
 - ウ 滑走路からの逸脱（消防防災ヘリが自ら地上走行できなくなった場合に限る。）
 - エ 飛行中において地表面又は水面への衝突又は接触を回避するため消防防災ヘリ乗員が緊急の操作を行った事態
 - オ 発動機の破損（破片が当該発動機のケースを貫通し、又は発動機の内部において大規模な破損を生じた場合に限る。）
 - カ 飛行中における発動機（多発機の場合は、二以上の発動機）の継続的な停止又は出力の損失
 - キ 消防防災ヘリの回転翼、脚が損傷し、当該航空機の航行が継続できなくなった事態
 - ク 消防防災ヘリに装備された一又は二以上のシステムにおける消防防災ヘリの航行の安全に障害となる複数の故障
 - ケ 消防防災ヘリ機内における火災又は煙の発生及び発動機防火区域内における火災の発生
 - コ 緊急の措置を講ずる必要が生じた燃料の欠乏
 - サ 気流の擾乱その他の異常な気象状態との遭遇、消防防災ヘリに装備された装置の故障又は対気速度限界、制限荷重倍数限界若しくは運用高度限界を超えた飛行により消防防災ヘリの操縦に障害が発生した事態
 - シ 航空機乗員が負傷又は疾病により運航中に正常に業務を行うことができなかった事態
 - ス 消防防災ヘリから脱落した部品が人と衝突した事態
 - セ 前各号に掲げる事態に準ずる事態

（体制及び対応手順）

第2 航空事故等に対する体制及び対応手順は次のとおりとする。

- (1) 事故（第1（1）によるもの）が発生した場合
 - ア 消防防災航空センター（以下「航空センター」という。）においては、運航管理責任者（航空センター所長。以下同じ。）は勤務員以外の職員（委託会社職員含む。）を招集し、あわせて必要に応じ消防防災課職員にも応援を依頼して、別紙3「連絡内容等チェック表」に、判明している事項を記載した上で、次に掲げる消防防災ヘリの動向の確認、搭乗員への通信、その他の情報収集活動及び関係機関等への連絡等を行うとともに、その後の新たな情報について収集に努め、適宜消防防災課等へ報告し、情報を共有する。

- イ 運航管理責任者は、速やかに判明している情報を整理し、知事・副知事・統轄監（以下、「知事等」という。）、総括管理者（危機管理部長。以下同じ。）及び消防防災課長に通報・連絡する。
- ウ 総括管理者は、速やかに第3に規定する鳥取県事故対策本部（以下「事故対策本部」という。）を設置する。
- エ 事故対策本部の組織・業務等は第3に規定のとおりとし、事故対策本部長の指揮のもと、速やかに消防防災ヘリの捜索、搭乗者等の救助及び関係機関（者）への連絡等を行う。
- オ 事故対策本部設置までの間においても、アによる各情報収集等は随時行い、事故対策本部へ最新の情報を伝えるようにする。

(2) 事故が発生するおそれ又は発生した疑いのある場合

ア 第1(2)及び(3)の場合

航空センターにおいては、運航管理責任者は勤務員以外の職員（委託会社職員含む。）を招集し、あわせて必要に応じ消防防災課職員にも応援を依頼して、運航管理責任者をチーム長とする救難対策チームを編成する。

救難対策チームは、別紙3「連絡内容等チェック表」に、判明している事項を記載した上で、次に掲げる消防防災ヘリの動向の確認、搭乗員への通信、目撃情報の収集その他の情報収集活動及び関係機関等への連絡等を行うとともに、その後の新たな情報について適宜消防防災課等へ報告し、情報を共有する。

(ア) 情報収集活動

- ㊦ 無線、動態メッセージ、携帯電話等あらゆる手段を講じて搭乗員等への通信を試みる。
- ㊧ 飛行ルート上の消防署、着陸予定の病院等へ消防防災ヘリの動向についての確認を行う。
- ㊨ 県庁広報課（報道機関への連絡含む）へ資料提供し、消防防災ヘリの目撃情報を募る。

(イ) 関係機関等への通報・連絡

- ㊩ 知事等、総括管理者及び消防防災課長
- ㊪ 警察（飛行ルートが海上の場合は、海上保安庁）
- ㊫ 国土交通省航空局（大阪空港事務所）・・・（法上は、機長が通報）
- ㊬ 総務省消防庁（広域応援室）
- ㊭ 救難調整本部（RCC）

※ 救難調整本部（RCC）とは、捜索救難活動（SAR）を一元的に調整し、総合的判断によって救難調整活動を実施する機関である。

- ㊮ 運航委託会社
- ㊯ その他救難関係機関（管轄消防本部、他県航空隊等）

なお、(イ) ㊫国土交通省航空局への通報・連絡は別紙1「航空局・消防庁等への連絡事項」により行うものとする。

また、事故の発生が強く疑われる場合には、前項（(1) 事故が発生した場合）の体制に切り替えるものとする。

イ 第1(4)の場合

上記アに準じて、それぞれの事態に応じて必要な対応を取る。

(事故対策本部)

第3 事故対策本部は、総括管理者を事故対策本部長とし、下表に定める班を設け、それぞれ記載の業務を行う。また、事故対策本部長は、必要に応じ、事故対策本部長が指名する者を班長とする新たな班を設けることができる。

2 事故対策本部長は、適宜、知事等への報告を行うとともに、事故対策本部会議を開催し、各班の所掌業務の確認を行うとともに、必要な指示を行う。

3 各班長は、適宜所掌業務を行う。

班 等	班 長 等	主 な 所 掌 業 務	備 考
事故対策本部長	総括管理者	・統括 ・知事等への報告	
捜索・救難班	危機対策・情報課長	・消防庁、航空局（大阪空港事務所）等への報告に関すること	航空センターに「捜索・救難チーム」

	(班員は、課長が指名する者。ただし1人は連絡・調整班へ) *必要に応じて増員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捜索、救難活動に関すること (救難調整本部 (RCC) との調整を含む) ・ 自らの捜索、救難活動及び関係機関への支援要請に関すること ・ 自衛隊の災害派遣要請に関すること ・ 連絡・調整班への情報提供、支援依頼に関すること (現地対策本部に関すること) 	<p>(救難対策チームから移行)を設置し、連絡要員を本部に派遣する。</p> <p>航空センターに勤務する職員は、捜索・救難班、連絡・調整班の業務をサポートする。</p> <p><u>基本的に捜索救難はRCCを中心として行われる。</u></p>
連絡・調整班	消防防災課課長 (班員は課長が指名する者) *必要に応じて増員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内 (関係課) 及び関係機関 (消防本部等) への連絡・調整に関すること (資料作成含む) ・ 広報 (報道機関への公表) に関すること (お知らせ等作成含む) ・ 搭乗者、第三者被害への連絡に関すること ・ 捜索・救難班の支援に関すること 	航空センターに勤務する職員は、捜索・救難班、連絡・調整班の業務をサポートする。

(事故対策本部の解散及び事後処理)

第4 航空機事故等の応急対応の終了後、事故対策本部長は事故対策本部を解散するとともに、事後処理班を設置し、事後処理業務を行わせるものとする。

2 事後処理班は次の業務を行うものとし、班長は、適宜危機管理部長へ協議・報告をする。

班	班長等	所掌業務
事後処理班	消防防災課課長 (班員は消防・地域防災力担当4人) *必要に応じて増員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機体の撤収等に関すること ・ メンタルケアに関すること ・ 職員の補充等に関すること ・ 公務災害補償、賞じゅつ金、航空保険等に関すること ・ 広報に関すること ・ 搭乗者、第三者被害への対応に関すること ・ 運航再開に関すること

(情報の伝達)

第5 第2 (1) 及び (2) の事案が発生した場合の、知事等への報告手順は以下のとおりとす (1) 知事等への報告

- ア 航空センターから防災メールにより通報する。(第1報は簡潔に事実のみを通報)
- イ 詳細が入り次第、適宜第2報、第3報等で、同様にメール配信する。
- ウ 航空センターにおいては、速やかに事故等の詳細をまとめ、運航管理責任者が総括管理者に報告し、総括管理者は知事等へ報告する。
- エ 総括管理者は、事故対策本部での協議内容等を速やかに報告する。

(2) 総括管理者・消防防災課長への連絡

- ア 防災メールによる情報提供 (上記 (1) アと同じ)
- イ アに合わせて運航管理責任者がそれぞれに電話連絡する。
- ウ 詳細が判明し次第、適宜第2報、第3報で、同様にメール配信する。(上記 (1) イと同じ)
- エ 航空センターにおいては、速やかに事故等の詳細をまとめ、運航管理責任者が総括管理者に報告する。

(報道への発表・資料提供)

第6 第2 (1) 及び (2) の事案が発生した場合の報道への発表等の手順は以下のとおりとする。

(1) 事故が発生した疑いのある場合

ア 別紙3「連絡内容等チェック表」を基にして、別紙4「鳥取県消防防災ヘリコプター〇〇事故発生」の疑いについて(第〇報)を作成し資料提供を行い、消防防災ヘリの日撃情報等の収集に資する。

イ その後の第2報、第3報についても、適宜資料提供を行う。

ウ 連絡が取れなかっただけのときなど、大きな事故でなかったときも、その結果を資料提供する。

エ 事故発生が確認されたときは、次の(2)に従い処理する。

(2) 事故が発生した場合

ア 別紙5「消防防災ヘリコプター〇〇事故(第〇報)」により、総括管理者が記者発表を行う。

イ その後の第2報、第3報等についても、適宜資料提供するとともに、適宜記者発表を行う。

ウ 第2報以下の記者発表は、その都度、総括管理者が指名する者に行わせることができるものとする。

(所掌事務)

第7 第3、第4に規定する各班の所掌事務の詳細は以下のとおりとする。

(関係機関の電話番号・FAX番号は、別紙2「関係機関一覧」のとおり)

(1) 「捜索・救難班」の所掌業務

ア 総務省・国土交通省への報告に関すること

・消防庁広域応援室及び航空局大阪空港事務所へ別紙1「航空局・消防庁等への連絡事項」及び別紙3「連絡内容等チェック表」をもとに事故の概要等を報告する。

イ 捜索・救難に関すること

・消防庁から通知されるRCCシステムのユーザー名及びパスワード(救難調整本部(RCC)から消防庁へ通知され、消防庁が関係都道府県へ電話等により通知される)により、RCCシステムにアクセスし、SAR情報を確認し、必要に応じ、随時、関係機関等へ連絡を行う。

・消防防災ヘリの飛行経路一帯及び活動予定地域の捜索につき、警察、消防局、海上保安部、自衛隊等関係機関に要請する。(要請は基本的にRCCが行うものとされているが、必要に応じて「捜索・救難班」でも行う。)

・消防防災ヘリの位置が判明した場合は、速やかに現地に班員を派遣し、状況把握を行うとともに必要に応じて捜索救難活動を行う。

・また、適宜、必要な関係機関に必要な支援を要請する。

ウ 自衛隊の災害派遣に関すること

・捜索・救難班からの要請に応じ、災害派遣の窓口である陸上自衛隊第8普通科連隊(米子)に災害派遣要請を行う。

エ 連絡・調整班への情報提供、支援依頼に関すること

・被災状況等、関係機関に連絡すべき情報を提供するとともに、必要な後方支援を依頼する。

オ 現地対策本部に関すること。(必要に応じて設置)

・事故対策本部では不十分な情報収集及び捜索・救難活動が実施できない場合は、事故発生場所を所管する消防本部と協力して現地対策本部を設置する。その場合、事故対策本部長が現地対策本部長を指名するとともに必要な職員を派遣する。

・また、警察の捜査や国土交通省運輸安全委員会の調査への協力を行う。

(2) 連絡・調整班」の所掌業務

ア 庁内連絡(関係課)に関すること。(資料作成含む)

・必要に応じて関係課への連絡(情報提供)を行う。

例：鳥取空港及びその周辺で事故が発生した場合⇒県土整備部(空港港湾課・河川課)

イ 関係機関(消防本部等)への連絡・調整に関すること(資料作成含む)

・次の機関等へ事故報告及び必要な情報の提供(捜索救難の要請ではない)を行う

各消防本部

警察

海上保安部

自衛隊

運航委託会社

その他

- ウ 広報（報道機関への公表）に関すること（お知らせの作成含む）
 - ・定期的に別紙4, 5によりお知らせを行う（第〇報のスタイル）とともに、必要に応じて事故対策本部長等によるレクチャーを行う。
- エ 搭乗者、第三者被害への対応に関すること。
 - ・搭乗者（操縦士、整備士、隊員、及び要救助者等）の親族へ事故等の概要を連絡する。
なお、親族への連絡にあたっては、下記（2）ウによる広報との整合等に留意する。
 - ・第三者被害があった場合は、関係機関に通報するとともに被害状況の把握に努める。
- オ 捜索・救難班の支援に関すること
 - ・捜索・救難班からの要請に応じ、適宜、職員を派遣するなどの支援を行う。
- (3) 「事後処理班」の所掌業務
 - ア 機体の撤収に関すること
 - ・警察の捜査、国土交通省の運輸安全委員会の現場検証後、機体を事故現場から搬出し、格納庫に撤収する。
 - イ メンタルケアに関すること
 - ・消防防災ヘリの搭乗者等の診断を行うとともに、継続的な職員のメンタルケアを実施する。
 - ウ 職員の補充等に関すること
 - ・職員の補充及びそれに伴う教育・訓練を実施する。
 - エ 公務災害補償、賞じゅつ金、航空保険等に関すること
 - ・公務災害補償、賞じゅつ金、航空保険（機体保険、第三者・乗客包括賠償責任保険、搭乗者保険、捜索救助費）の手続きを行う。
 - オ 広報に関すること
 - ・定期的に別紙4, 5に準じてお知らせを行う。（第〇報のスタイル）とともに、必要に応じて危機管理本部長等によるレクチャーを行う。
 - カ 搭乗者・第三者被害への対応に関すること
 - ・搭乗者・第三者被害への補償等の事務処理を行う。
 - キ 運航再開に関すること
 - ・機体の修繕期間又は新規購入、及びウによる補充した職員の訓練期間等を考慮し、運航再開時期までの大まかな計画を立てること。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年1月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月20日から施行する。

航空局・消防庁等への連絡事項

(1) 航空機の搜索救難に関する基本情報

SAR 識別

緊急状態の段階

運航者情報 所属 ・ 区分

航空機情報

国籍 日本

登録番号 JA (機番)

型式 (機番) 型式

状態

飛行情報

出発地及び出発時刻

飛行経路

目的地及び到着予定時刻

所要時間

最終通過地点及び時刻

搭載燃料時間

燃料枯渇時刻

搭乗者情報

乗員数 (死傷者数、救助者数)

乗客数 (死傷者数、救助者数)

その他情報

(2) 搜索区域図

搜索区域図

搜索分担区域図

(3) 搜索救助活動の状況等

搜索活動 (陸・海・空)

関係機関一覧

関係機関	電話番号	FAX 番号
○ 大阪航空局 (大阪空港事務所) (美保空港事務所)		
○ 消防庁 広域応援室		
○ 東京救難調整本部 (RCC)		
○ 大阪飛行援助センター (FSC)		
○ 鳥取県警察 (県警航空隊) (鳥取県警察本部)		
○ 海上保安庁 第8管区海上保安本部 (美保航空基地) (境海上保安部)		
○ 陸上自衛隊 第13旅団司令部 (広島県海田市) 第8普通科連隊 (米子)		
○ 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 (京都府舞鶴市)		
○ 航空自衛隊 第3輸送航空隊 (境港：美保基地)		
○ 県下消防本部 東部消防局 (情報指令課) 中部消防局 (指令課) 西部消防局 (指令課)		
○ 医療機関 鳥取大学附属病院 日本赤十字病院 (鳥取) (代表) 県立中央病院 (代表) 県立厚生病院 (代表) 豊岡病院 (兵庫県)		
○ ドクヘリ 鳥取ドクヘリ CS 豊岡ドクヘリ CS 島根ドクヘリ CS		
○ 他県・市ヘリ航空隊 島根県 兵庫県・神戸市 岡山県 岡山市 広島県 広島市 山口県 徳島県		
○ 空 港 鳥取 (コナン) 米子 (鬼太郎)		
○ 運航委託会社 (エアロトヨタ：西日本航空支社) (代表)		
○ 鳥取県 危機管理部長 消防防災課 広報課 (報道担当)		

連絡内容等チェック表

鳥取県消防防災ヘリコプター「だいせん」 機番：JA31TA 機種：AW139

1. 運航種別(何の用務で飛行中)

2. 飛行予定ルート (出発から帰投まで)

3. 出発時刻及び帰投予定時刻

年 月 日 () 時 分～ 時 分

4. 飛行軌跡が消失した(連絡が途絶えた)時刻

時 分

5. 飛行軌跡が消失した(連絡が途絶えた)場所

6. 機体と様々な連絡手段をとった結果

7. 搭載燃料の量

8. 燃料枯渇予想時刻

時 分

9. 当時の搭乗者

航空隊	運指		R 1	
	オペ		R 2	
	操縦士		操縦士	
	整備士		整備士	

その他

10. その他(特記事項)

鳥取県消防防災ヘリコプター〇〇事故発生の疑いについて（第〇報）（例）

（これは速報であり、数値等は今後変わることがある。）

令和〇〇年〇〇月〇〇日
危機管理部
〇〇時〇〇分 現在
※下線部は前回からの変更箇所

1 概要

- (1) 事故発生と疑われる理由
- (2) 場所
- (3) 当時の状況
- (4) 航空機情報（登録番号、形状等）
 - ・レオナルド社AW139
 - ・登録番号「JA31TA」
 - ・白地に赤と黄の模様あり

2 搭乗者

3 消防機関等の捜索活動等の状況

- (1) 〇〇月〇〇月の活動状況
 - ① 地元消防機関の活動状況
 - 時 分 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 - 時 分 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 - ② 広域航空消防応援の活動状況
 - 時 分 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 - 時 分 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (2) 〇〇月〇〇月の活動状況
 - ① 地元消防機関の活動状況
 - 時 分 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 - ② 広域航空消防応援の活動状況
 - 時 分 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

4 消防庁の対応

日 時 分 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

5 その他

<問合せ先> 危機管理部 電話 ファックス

鳥取県消防防災ヘリコプター〇〇事故について（第〇報） （例）

（これは速報であり、数値等は今後変わることがある。）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

危機管理部

〇〇時〇〇分 現在

※下線部は前回からの変更箇所

1 概要

- (1) 覚知時間（消防庁覚知）
- (2) 発生場所
- (3) 発生状況
- (4) 航空機情報（登録番号、形状等）
 - ・レオナルド社AW139
 - ・登録番号「JA31TA」
 - ・白地に赤と黄の模様あり

2 搭乗者の状況

3 消防機関等の活動状況

- (1) 〇〇月〇〇月の活動状況
 - ① 地元消防機関の活動状況
 - 時 分 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 - 時 分 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 - ② 広域航空消防応援の活動状況
 - 時 分 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 - 時 分 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (2) 〇〇月〇〇月の活動状況
 - ① 地元消防機関の活動状況
 - 時 分 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 - ② 広域航空消防応援の活動状況
 - 時 分 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

4 消防庁の対応

日 時 分 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

5 その他

<問合せ先> 危機管理部 電話 ファックス

8 鳥取県消防防災航空隊CRM実施要領

(目的)

第1 この要領は、消防防災ヘリコプターの運航に関する基準（令和元年9月24日付消防庁告示第四号）（以下「基準」という。）第4条第2項の規定に基づき、鳥取県消防防災航空隊に勤務する職員（運航管理業務委託会社を含む。以下「センター職員」という。）の行う消防防災ヘリコプターの安全かつ効率的な運航のために全ての利用可能な人員、資機材及び情報を効果的に活用する措置（以下「CRM」という。）に係る事項を定めヒューマンエラーに起因する事故を未然に防止することを目的とする。

(用語の定義)

第2 用語については別表のとおりとする。

(CRMスキル)

第3 CRMを実践するための必要な能力（以下「CRMスキル」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 状況認識
- (2) 意思決定
- (3) ワークロードマネジメント
- (4) チーム形成
- (5) コミュニケーション

(ブリーフィング)

第4 センター職員がCRMスキルを発揮する環境を整えるため、消防防災ヘリコプターの運航に関する簡単な意見交換や状況説明（以下「ブリーフィング」という。）を実施する。

ブリーフィングは、次のとおりとする。

- (1) ファーストブリーフィング
- (2) ミッションブリーフィング
- (3) エントリーブリーフィング
- (4) ピックアップブリーフィング
- (5) ミッドブリーフィング
- (6) ファイナルブリーフィング
- (7) テンポラリーブリーフィング
- (8) デブリーフィング

(CRM指導員)

第5 センター職員がCRMを理解し、スキルを発揮する訓練を行うためにCRM指導員（以下「CRMファシリテーター」という。）を指名する。

CRMファシリテーターは、センター職員のうち全国航空消防防災協議会の指導員養成訓練を受講したもの及び同等の研修を受講したものの中から運航管理責任者が指名する。

(訓練体制)

第6 CRMファシリテーターは、基準第10条の規定に基づき、センター職員のCRMスキルのために、年間を通じCRM訓練を実施するものとする。

(その他)

第7 CRMの効果を最大限に活かすためには、センター職員全てが、その概念を統一的に認識する必要があり、今後さらに調査・研究をしていくもの。

用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	CRM (クルー・リソース・マネジメント)	人間の行動に関わるヒューマンファクターの研究をベースとして、航空事故防止対策の重要な柱となっている概念の一つ。 消防庁においては「安全かつ効率的な運航のために全ての利用可能な人員、資機材及び情報を効果的に活用する措置」と定めている。	
2	ヒューマンエラー	客観的に見て、ある行動の結果が、その期待を満足しない状態をいう。逆に言えば、エラーの原因である行動には、すべて客観的な期待値があり、いわゆる「初心者が多い失敗」と異なる。	
3	CRMスキル	CRMを実践する能力をいうが、消防防災航空隊に必要なものはNo.4～8のCRMスキルである。	
4	状況認識	運航全体を通して、状況の把握及び認識の共有をして、何をしなければならぬか警戒しながら、状況がどのように変化し、何が起こるのかを予測する。	SA (Situational Awareness)
5	意思決定	行動を決定すること。 意思決定のプロセスに必要な問題を特定し、それに対する解決案を考え、決定後の行動を振り返るスキル。	DM (Decision Making)
6	ワークロードマネジメント	作業を適切かつ効率的に実施するため、オーバーロード及びアンダーロードの状態に陥らないように作業及び人間を管理すること。	WM(Workload Management)
7	チーム形成	各クルーの協調的、適応的な活動を導き、チームとして所望の結果を得るため、クルーが安全及び任務遂行上高い能力を発揮できるチームを形成し維持するスキル。	(Team Building)
8	コミュニケーション	送り手から受け手に対して情報を伝達することであり、運航に関する情報や意思、意見等を誤解の無いように明確に伝えるスキル。	(Communication)
9	ブリーフィング	行動を起こす前の簡単な意見交換や状況説明を実施することを意味する。チーム全体が運航に関する計画などを理解するための時間	

10	ファーストブリーフィング	<p>【機体、気象、チーム編成等の確認】</p> <p>引継ぎ事項の共有、機体の性能、航空情報及び気象状況などを確認する。</p>	朝ミーティングなどで実施する。
11	ミッションブリーフィング	<p>【飛行前の確認】</p> <p>運航指揮者が中心となり以下の内容等について実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事案の確認、場所の確認、天候の確認、機体の状態、活動方針、管理事項等及びTEM（中止基準、緊急事態発生時の対応等） 	訓練時は訓練担当者が中心となり実施する。
12	エントリーブリーフィング	<p>【現場の確認】</p> <p>現場到着前、又は現場上空到着時に運航指揮者が中心となり以下の内容等について実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 方針（活動方法及びホバリング高度等）、管理（活動可能時間、障害物距離、死角見張り、パワーチェック等）、及びTEM（中止基準及び代替案の提示） 	
13	ピックアップブリーフィング	<p>【活動中の確認】</p> <p>航空隊員降下後、ヘリ上空待機時等に運航指揮者が中心となり、活動方針などエントリーブリーフィングとの相違点を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 方針（要救助者情報、活動方法、進入要領及びホバリング高度等）、管理（活動可能時間及び地上障害物の有無等）、及びTEM（中止及び代替案の提示、気象状況の確認等） 	
14	ミッドブリーフィング	<p>【活動後の確認】</p> <p>現場を離脱した際、運航指揮者が中心となり、以下の内容等について実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 方針（引継ぎ場所、方法等）、管理（着陸情報、障害物の有無、引継ぎ時間、飛行可能時間等）及びTEM（状況の整理、要救助者の状態及び天候の推移等） 	
15	ファイナルブリーフィング	<p>【帰投前の確認】</p> <p>全ての活動が終了し、帰投針路について実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 方針（飛行ルート、今後の活動等）、管理（機体の状況、残燃料等）、及びTEM（新たな事案発生時の対応等） 	

16	テンポラリーブリーフィング	<p>【新たな事案発生時の確認】</p> <p>帰投中の災害入電時など対応するミッションに変更があった際に、運航指揮者が中心となり以下の内容等について実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方針（任務の再確認及び飛行ルートの確認）、管理（活動可能時間、現場で使用した資機材の確認等）、及びTEM（ミッションエラーの防止及び中止基準等） 	
17	デブリーフィング	<p>帰投後の振り返り</p> <p>活動内容の振り返り及びTEMの振り返り事実確認や状況報告を行うことを意味する。</p> <p>自己及び隊の行動を振り返り、技術的要素や詳細な行動分析なども行うが以後のTEMの可回避や安全性の向上を図ることが目的であり、隊員指導を行う時間ではない。</p>	
18	CRM指導員	<p>目標達成のための準備を手伝う人、まとめ役、進行役</p>	ファシリテーター
19	TEM	<p>スレットアンドエラーマネジメント</p> <p>チーム内における適切な行動により、複雑な運航環境の中でリスクを最小化するテクニック。</p> <p>不安全要素を予測、認識、回避及び回復しながら、安全マージンを確保する。</p>	Threat and Error Management

9 鳥取県消防防災航空隊教育訓練基本計画

1 趣旨

この計画は、消防防災ヘリコプターの運航に関する基準（令和元年9月24日付消防庁告示第4号）第13条の規定に基づき、鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下、「要綱」という。）第23条に定める消防防災航空隊員等の教育訓練（以下、「教育訓練」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

消防防災ヘリコプターの安全かつ効率的な運航のために必要な教育訓練を計画的に行うことにより、教育訓練を効率的に実施し、もって練度の維持向上を図ることを目的とする。

3 安全管理の徹底

- (1) 安全管理の徹底は、消防防災ヘリコプターの運航において、最優先事項である。
- (2) 教育訓練は、安全管理体制の構築・改善に欠かすことのできない活動であり、航空事故の原因を合理的に除去し、人的・物的能力の維持及び活動に寄与するものである。
- (3) 安全管理は、消防防災ヘリコプターの運航に関わるすべての職員が職責を負うものであり、あらゆる行動において留意する必要がある。
- (4) 安全管理の実施については、鳥取県消防防災ヘリコプターの運航に係る安全管理要領及び鳥取県消防防災ヘリコプター教育訓練実施計画のとおりとする。

4 教育訓練の管理による効果

- (1) 教育訓練の計画や成果等が見える化することにより、練成の重点化、漏れ・抜け防止、練度の共通認識等が期待でき、限られた時間で練度向上について最大の効果が期待できる。
- (2) 教育訓練が暗黙知にならず、形式知として体系的に練成でき、組織として継続的な練度の維持向上に繋がる。
- (3) 練度の目標を立て、組織内で目標を共有できる。

5 教育訓練管理のための任務分析

現状を認識するため、組織の任務（役割）、組織の現状などの外部環境と内部環境を適切に把握し、見積り（分析）を実施する。

（基本的手順）

- ①任務分析（航空隊活動時における役割等）
- ②任務や経験年数に基づく教育訓練の方針の確立
- ③任務達成に必要な能力と練度の把握

6 教育訓練の見積り

- (1) 任務達成に必要な教育訓練の課目とその内容
- (2) 現状の練度（個人、航空隊）
- (3) 総業務時間（任務・行政飛行、教育訓練、その他）
- (4) 社会・時代から求められる内容（災害発生の頻度や救助・救急内容の変化への対応など）

7 教育訓練計画

訓練計画については、要綱第 16 条の運航計画に定めるもののほか、教育訓練項目ごとに訓練計画を作成するものとする。

計画は、練度の維持・向上の構想を具体化するもので、各種見積りに基づき作成する。作成して終わりだけでなく、継続的に見積りを行い、拡充や所要の修正を加え、任務達成ができる練度の維持・向上が図られるように実効性ある計画にしなければならない。

8 教育訓練項目及び実施時期（実施期間）

- (1) 自隊訓練（毎月）
- (2) 合同訓練（年間を通して）
- (3) 派遣前訓練（毎年 2 月から 3 月の間で 1 カ月程度）

9 教育訓練項目

- (1) 消火訓練
- (2) 救助訓練
- (3) 救急訓練
- (4) 物資輸送訓練
- (5) その他必要な訓練

10 教育訓練実施場所

- (1) 自隊訓練及び派遣前訓練
 - ア 鳥取空港内グラスエリア
 - イ ようこそエリア
 - ウ 殿ダム
 - エ 中津ダム
 - オ 西高尾ダム
 - カ 小田股ダム
 - キ その他の場所
- (2) 合同訓練

合同訓練実施計画に定める場所

1 1 その他

- (1) この計画は定期的に見直しを行い、必要に応じ修正を行うこと。
- (2) この基本計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この計画は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和6年1月20日から施行する。

附 則

この計画は、令和7年1月1日から施行する。

1 0 鳥取県消防防災航空隊教育訓練実施計画

1 目的

この実施計画は、鳥取県消防防災航空隊が実施する教育訓練について、鳥取県消防防災航空隊教育訓練基本計画に基づき必要な事項を定めるものとする。

2 教育訓練計画

訓練計画者（副隊長）（以下、「訓練計画者」という。）は、年間の教育訓練実施計画を作成し、その計画に基づき下記の訓練計画を作成するものとする。

（1）自隊訓練

- ア 訓練計画者は、月間の訓練計画を作成し隊長の承認を得ること。
- イ 訓練担当者は、訓練実施要領を作成し運航指揮者の承認を得ること。
- ウ 運航指揮者は、訓練計画等を確認し訓練実施内容を決定すること。

（2）合同訓練

- ア 隊長は、各機関からの訓練希望日を調整し、年間の計画を作成すること。
- イ 訓練担当者は、各機関の担当者と綿密な打ち合わせを行い訓練計画を作成すること。
- ウ 隊長は、訓練計画等を確認し訓練実施内容を決定すること。

（3）派遣前訓練

- ア 隊長は、教育訓練種別を考慮し、訓練期間及び内容を決定すること。
- イ 隊長は、訓練の進捗状況を都度確認し、必要に応じて訓練内容を変更すること。

3 教育訓練項目

（1）自隊訓練

自隊訓練は、鳥取県消防防災航空隊の消火技術、救助技術の向上、維持及び新たな手技の確立等のために行う訓練である。

- ア 隊員訓練 ホイスト降下、上昇及び地上での活動をメインとした訓練
- イ オペレーター訓練 ホイスト操作をメインとした訓練
- ウ 運航指揮者訓練 へりの運航、隊員の活動管理及び無線運用をメインとした訓練

（2）合同訓練

合同訓練は、県内各消防局、市町村、他県防災航空隊及び防災関係機関等との連携強化を図るための訓練である。

（3）派遣前訓練

派遣前訓練は、新たに航空隊へ派遣される職員を対象に航空隊員としての基本的な技術を習得させるための訓練である。

4 教育訓練項目

各隊員が、次の訓練項目を1年間で習熟することを目標とする。訓練では、活動に必要な手技や知識の習得に加え、各自の役割（運航指揮者、オペレーター、救助隊員・救急救命士）の確認やチーム内でのコミュニケーション力など様々な能力の向上を図る。

(1) 消火訓練

- ア 消火バケツ等取り付け、組み立て要領
- イ ダム等による給水訓練及び散水訓練
- ウ その他消火活動における基本訓練及び想定訓練

(2) 救助訓練

- ア ホイストを使用した山岳救助訓練
- イ ホイストを使用した水難救助訓練
- ウ 各種資機材取り扱い訓練
- エ そのほか救助活動における基本訓練及び想定訓練

(3) 救急訓練

- ア ストレッチャー取り付け要領
- イ ストレッチャー取り扱い要領
- ウ 各種救急資器材取り扱い訓練
- エ その他救急活動における各種想定訓練

(4) 物資輸送訓練

- ア 搬送物資の梱包要領
- イ 物資吊上げ時の支援要領
- ウ 地上での物資受け取り要領
- エ その他物資搬送に必要な訓練

(5) その他必要な教育訓練

- ア 地形慣熟飛行訓練
- イ 隊員投入訓練
- ウ 資機材投入訓練
- エ ホイスト不具合時対応訓練
- オ CRM 訓練
- カ 航空機の運航や気象等に関する知識の習得
- キ 各種法令・コンプライアンスや行政事務等に関する知識の習得
- ク ヘリ運休期間を活用した各種講習・会議・視察等の実施
- ケ その他災害種別に応じた基本訓練及び想定訓練

5 教育訓練実施場所

(1) 自隊訓練及び派遣前訓練

- ア 訓練計画者は、各訓練場所における訓練実施回数等を考慮し場所を選定すること。
- イ 鳥取空港外で訓練を実施する場合は、関係機関へその旨周知すること。
- ウ 鳥取空港敷地内で訓練を実施する場合は、空港管理部と調整を図ること。

(2) 合同訓練

- ア 訓練場所については事前に綿密な打ち合わせを行うこと。
- イ 必要に応じて運航管理担当と現地調査を行い訓練場所を決定すること。

6 訓練時の安全管理

- (1) 訓練時は、1名以上の地上安全管理員を配置すること。
- (2) 水難救助訓練は水難救助訓練実施要領に基づき実施すること。
- (3) ダム等で水難訓練を実施する場合は、水面及び地上に各1名以上の安全管理員を配置すること。
- (4) 鳥取空港敷地以外の場所で訓練を実施する場合は、安全を確保するうえで必要な場所に警戒員を配置すること。
- (5) 安全管理員及び警戒員は、携帯無線機を携行し通信手段を確保すること。
- (6) 隊員が負傷等したときは、速やかに運航指揮者に報告し、運航指揮者は適切な処置をとること。
- (7) 鳥取空港グラスエリアで訓練を実施する場合は、グラスエリア進入時に空港管理部から進入許可を得ること。併せて訓練中は空港管理部の指示に従うこと。

7 ブリーフィング・デブリーフィング・達成度管理等

- (1) 運航指揮者は訓練実施前にブリーフィングを行い訓練内容について周知すること。
- (2) 運航指揮者は訓練実施後にデブリーフィング（振り返り）を行い、成果と課題を共有するとともに、特に安全管理に関することについて全員に周知し、記録を残すこと。
- (3) 訓練計画は、過去の訓練実績や(2)の結果を反映して常に進化させ、訓練成果の蓄積と年度を超えた蓄積を図ること。
- (4) 各隊員の訓練への参加状況を訓練進捗確認表に記載し、進捗状況を管理すること。
- (5) 訓練計画者は、各隊員の訓練進捗状況、緊急出動や天候不順による訓練の未実施状況を見ながら、随時年間の教育訓練実施計画を見直して再調整を行うこと。
- (6) 訓練の計画・実行・評価・改善（PDCAサイクル）を継続して行い、練度の維持・向上を図ること。

8 その他

- この計画は定期的に見直しを行い、必要に応じ修正を行うこと。

附 則

この計画は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和7年1月1日から施行する。